

3 上位計画の把握

都市計画マスタープランの基盤となる上位計画を以下の表にまとめました。次ページ以降に詳細を記載します。

上位計画	策定・改訂
広域都市計画マスタープラン 上越圏域広域都市計画マスタープラン（圏域計画）	平成29年3月
広域都市計画マスタープラン 糸魚川都市計画区域マスタープラン	平成29年3月
第2次糸魚川市総合計画	平成29年12月
糸魚川市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン、 糸魚川市まち・ひと・しごと 創生総合戦略	平成30年11月 平成29年4月
第2次国土利用計画	平成28年11月

第1章 都市の現状と課題

3-1 広域都市計画マスタープラン

上越圏域広域都市計画マスタープラン（圏域計画）

【平成29年3月：新潟県策定】

新潟県は、平成16年度に糸魚川市都市計画マスタープランの上位計画となる都市計画区域マスタープランを策定しましたが、その後、概ね10年が経過する中で、地方分権の推進、市町村合併・生活圏の広域化など、都市計画を取り巻く社会情勢が変化していることを踏まえ、新たな広域的観点から、複数の都市計画区域を対象とした「広域都市計画マスタープラン」を策定しています。

本市を含む「上越圏域広域都市計画マスタープラン（圏域計画）」では、圏域の将来像を以下のとおり定めています。

（1）基本理念

新潟県の都市計画は「人口減少」「高齢化」「環境保全」「防災」を重要課題と捉え、今後の都市づくりの共通目標像を持続可能な「コンパクトな都市」づくりとする。

（2）広域的な都市づくりの方針

□ 上越圏域の目標 □

「新たな高速交通体系※と地域資源を活かした交流圏域」

○高次都市機能※の充実による上越都市圏の形成

高次都市機能の充実により、都市の魅力や活力を高め、拠点性の向上を目指す。また、各都市を広域的なネットワークで結ぶことにより、都市間の連携の強化を目指す。さらに、今後の人口減少や高齢化を見据え、拠点となる地区に都市機能の誘導を進め、賑わいの創出を目指す。

○新たな広域交通ネットワークを活かした交流の拡大

新たな広域交通基盤を活かし、各都市拠点や交流拠点など、相互の連携の強化を図り、他圏域や県外との多様な交流の拡大と産業の振興を目指す。

○多様で特徴的な自然環境の保全と活用

山岳から海岸までの変化に富んだ特徴的な自然環境や田園・水辺などの身近な自然環境を保全し、自然と調和した都市を目指す。また、農山漁村や地域の歴史・産業・文化、優れた景観などを継承し、地域が誇れる資源として活用することを目指す。

○災害に対して安全・安心に暮らせる都市

地震、水害、津波、土砂災害、雪害など多様な災害リスクに対して、災害の発生を抑制する防災対策と、被害を最小化する減災対策を図り、安全に安心して暮らし続けることのできる都市を目指す。

第1章 都市の現状と課題

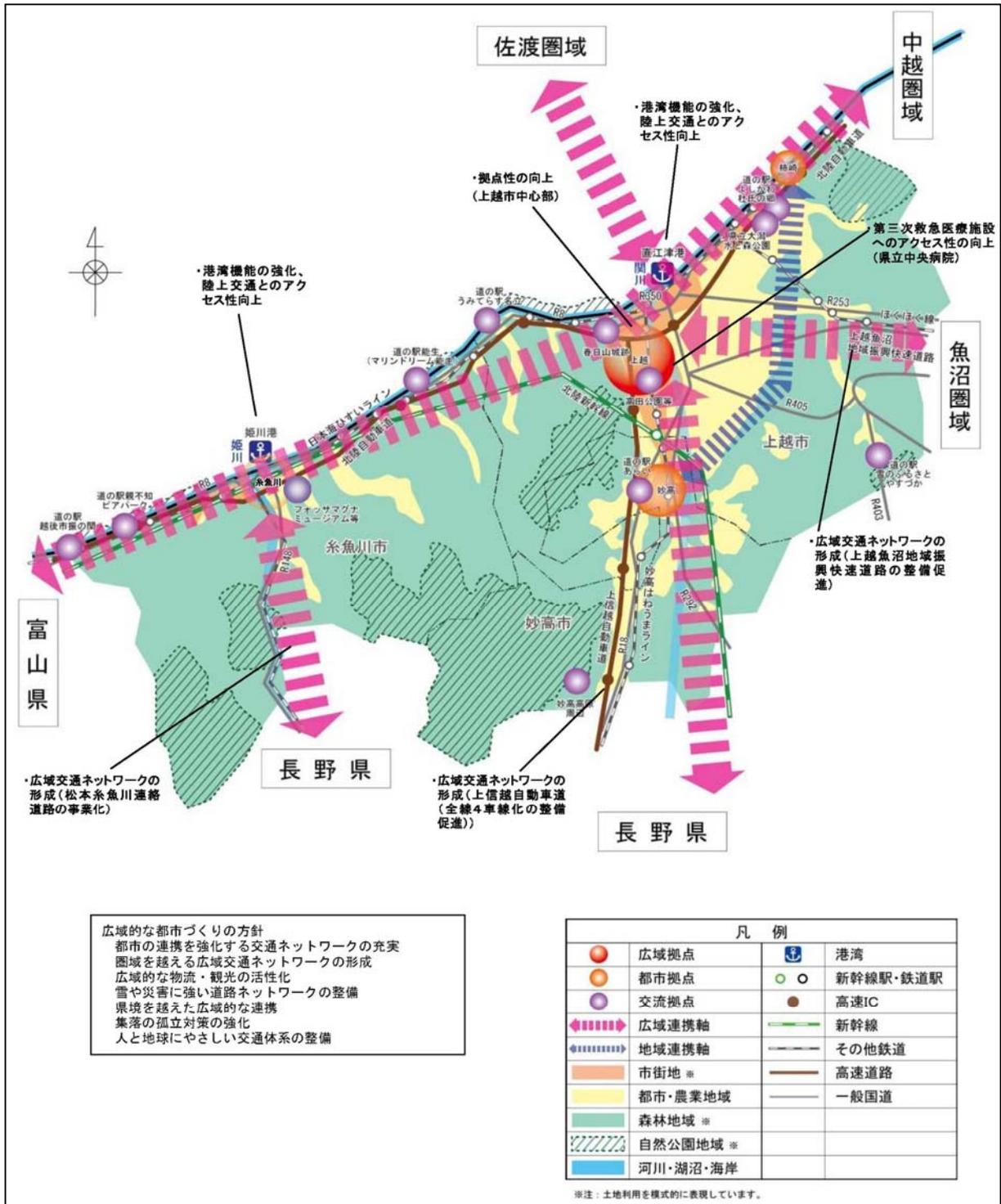


図 圏域方針図（都市構造）

第1章 都市の現状と課題

3-2 広域都市計画マスタープラン

糸魚川都市計画区域マスタープラン【平成29年3月：新潟県策定】

糸魚川市都市計画マスタープランの上位計画となる糸魚川都市計画区域マスタープランでは、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めています。

(1) 都市計画の目標

□ 当該都市計画区域の都市づくりの目標 □

地域の状況を踏まえ、本都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 都市機能^{*}の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 特徴的な自然環境の保全と活用
- 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

(2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域は区域区分を定めない。

本都市計画区域は、これまで区域区分を定めておらず、かつ今後著しい人口増加などに伴う市街地拡大の可能性が低い。このため、区域区分を行う必要性が低いことから区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

□ 市街地の土地利用の方針／基本方針 □

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

□ 白地地域の土地利用の方針／基本方針 □

白地地域（用途地域^{*}の指定のない地域）では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

- 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する
- 良好な集落環境の維持及び形成を図る
- 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る

第1章 都市の現状と課題

3-3 第2次糸魚川市総合計画【平成29年12月：糸魚川市改訂】

本市は、平成28年12月に、合併10年間を総括し、その後の社会経済環境の変化や当市が抱える課題に的確に対応するとともに、魅力あふれる30年先も持続可能なまちづくりに向けた、今後7年間の行政運営の基本指針として、「第2次糸魚川市総合計画」を策定しましたが、平成28年12月に発生した駅北大火の教訓を踏まえた安全・安心なまちづくり、被災地域を含めた中心市街地の早期再生に向けた基本方針を定めることとして、平成29年12月に改訂を行っています。

□ 目標とする都市像 □

みどり
翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

(都市像に込めた想い)

私たちが住むこの地域は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を生かし、地域の文化を育みながら“ひと”、“もの”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

地域の資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠の交流都市」を目指します。

□ 30年先も持続可能なまちづくりに向けて □

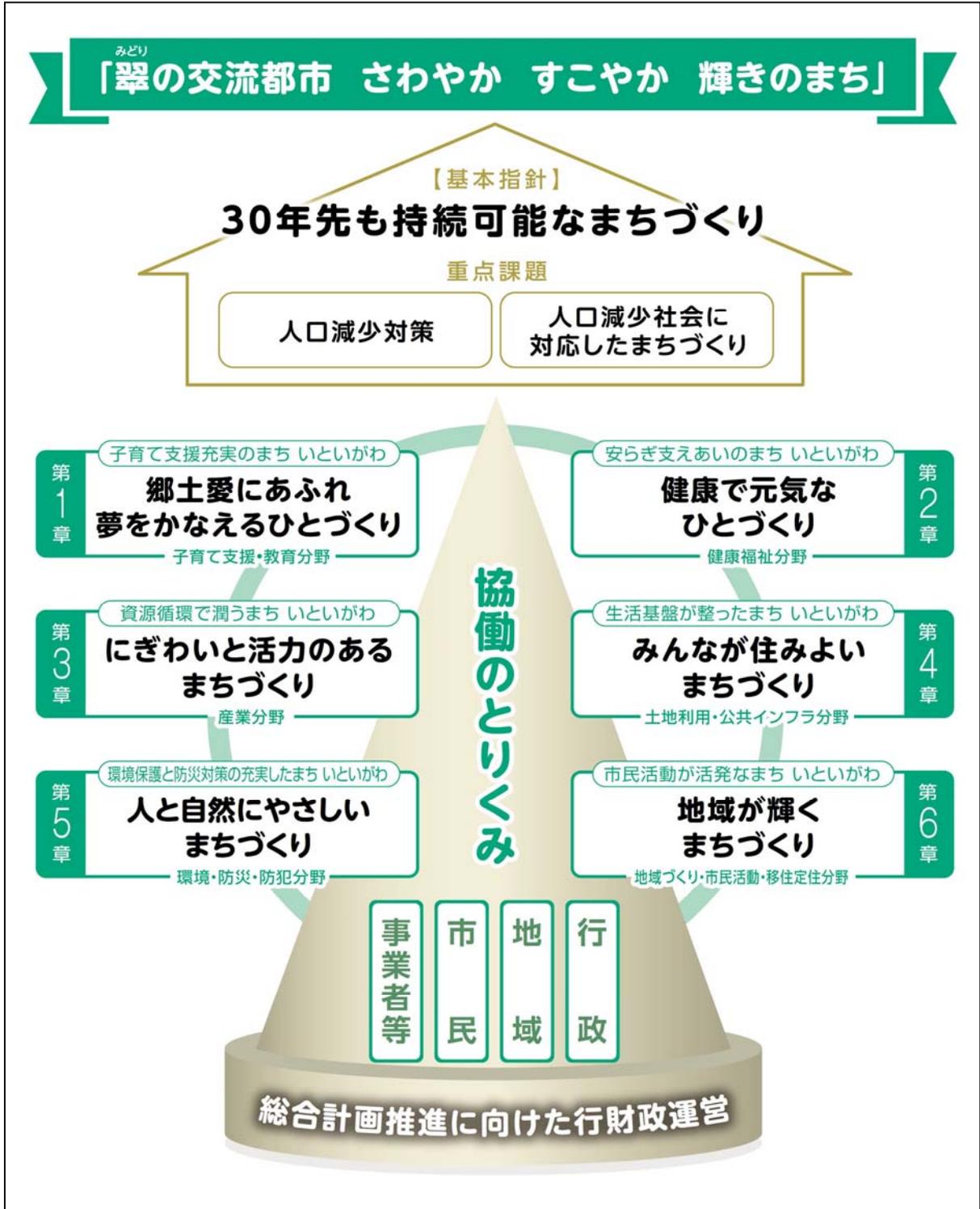
本市の人口は、昭和30年には既に減少を始めており、以来減少の一途をたどっています。

昭和30年の国勢調査人口は77,878人でしたが、平成27年調査で44,162人となり、33,716人、43.3%の減少となっています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活において実感するのは困難ですが、地域経済の規模縮小や生活基盤の悪化は徐々に進行し、将来的には市民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがあります。

持続可能なまちづくりを進めていくため、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働の取組を基本に、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を第2次糸魚川市総合計画の重点課題として取り組む必要があります。

- 人口減少対策の推進
- 人口減少社会に対応したまちづくり



資料：第2次系魚川市総合計画

図 施策の大綱

第1章 都市の現状と課題

3-4 糸魚川市まち・ひと・しごと 創生人口ビジョン、創生総合戦略

【人口ビジョン 平成30年11月：糸魚川市改訂、
創生総合戦略 平成29年4月：糸魚川市改訂】

本市は、平成27年10月に、人口の現状と将来の展望を提示する「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、今後5年間で戦略的に取り組む人口減少対策事業を盛り込んだ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、平成30年3月に、国立社会保障・人口問題研究所から「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことを受け、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を平成30年11月に改訂を行っています。また、市民や事業者などとの協働の取り組みを推進するため、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成29年4月に改訂を行っています。

(1) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

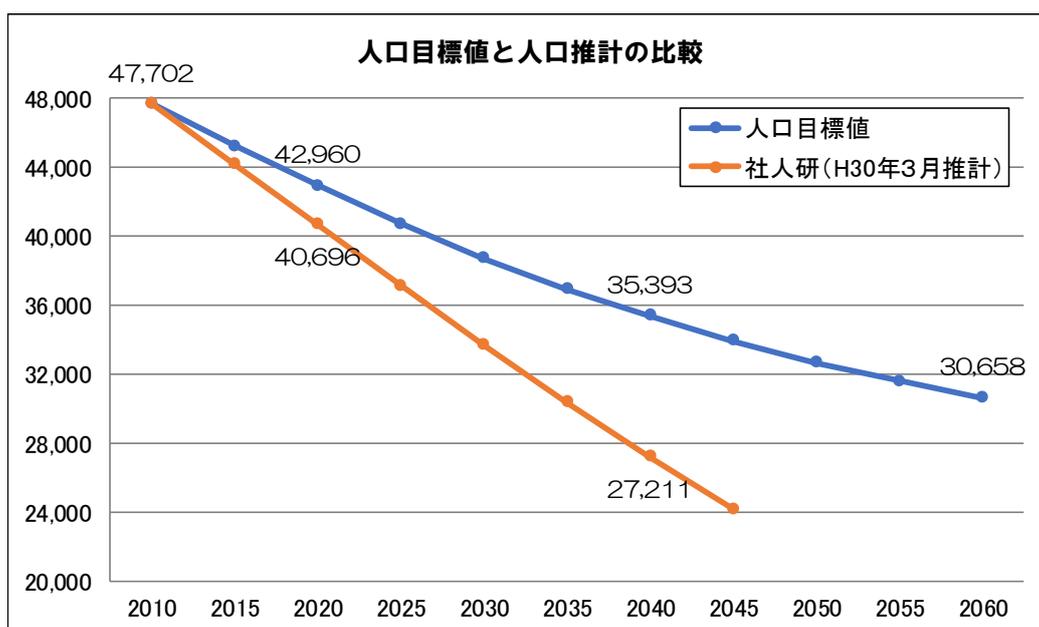
□ 人口減少対策の方向性／5つの基本的視点 □

- 移住の促進 ～求める人財（ひと）獲得を目指して～
- Uターンの促進 ～ふるさと回帰に向けて～
- 定住の促進 ～住み続けたいまちを目指して～
- 出生数の増加と健康寿命の延伸 ～みんな元気なまちづくりに向けて～
- 交流人口の拡大 ～魅力と活気あふれるまちに向けて～

□ 当市人口の将来展望 □

将来人口推計	平成32年	平成52年	平成72年
人口目標値	42,960人	35,393人	30,658人
社人研（H30年3月推計）	40,696人	27,211人	—

注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成30年11月）』に基づき作成。



注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成30年11月）』に基づき作成。

図 目標値による将来推計人口比較

(2) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

□ 総合戦略の基本目標 □

- I (か) 稼げる資源循環のまちづくり
- II (ち) 地域を担う人財が集うまちづくり
- III (ゆ) 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり
- IV (く) 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり

□ “勝ち行く” まちに向けた戦略のポイント □

- I 稼げる資源循環のまちづくり
 - ・なりわいパートナー創出事業
 - ・水産資源活用産学官連携推進事業
 - ・ビジネスチャレンジ支援事業
 - ・ワーク・ライフ・バランス推進事業
 - ・北アルプス日本海広域観光連携事業
 - ・海と山の魅力アップ推進事業
 - ・ジオパーク広域連携体験教育旅行誘致事業
- II 地域を担う人財が集うまちづくり
 - ・糸魚川ジオパーク匠の里創生事業
 - ・シティプロモーション推進事業
 - ・Uターン修学資金返済支援事業
 - ・Uターン促進賃貸住宅家賃補助事業
 - ・子ども一貫教育推進事業
 - ・魅力ある高校づくり支援事業
- III 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり
 - ・縁結びハッピーコーディネート事業
 - ・妊娠アシスト事業
 - ・子ども医療費助成事業
 - ・保育料軽減事業
 - ・子ども誕生お祝い事業
 - ・早寝、早起き、おいしい朝ごはん事業
 - ・病児保育事業
- IV 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり
 - ・地域づくり活動支援事業
 - ・地域リーダー育成事業
 - ・高齢者の社会参加促進に関する事業
 - ・健康診査受診促進事業

第1章 都市の現状と課題

3-5 第2次国土利用計画（糸魚川市計画）【平成28年11月：糸魚川市策定】

本市は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定し、かつ調和のとれた土地利用を確保することを目的とし、市土の土地利用に関して必要な事項を定める第2次国土利用計画（糸魚川市計画）を策定しています。

□ 市土の基本理念 □

市土は、市民にとって現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展や市民の生活に深い関わりを持っています。

したがって、市土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的に行うものとします。

□ 市土利用の基本方向 □

(1) 適切な市土管理を実現する土地利用

人口減少等が進展する中においても、都市的土地利用への転換は、ある程度行われるものと予測しています。今後は、土地の高度利用や低未利用地の有効活用を進めつつ、道路、緑地等のオープンスペースの確保に努めるとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。一方、農地や森林を含む自然的土地利用については、環境保全及び自然の果たす循環システムの重要性に配慮しつつ、農林業の生産活動及び自然とのふれあい並びにゆとりある生活を実現する場として、適正な保全と荒廃農地等の適切な活用を図ります。なお、森林、原野、農地、宅地などの相互の土地利用の転換は、土地利用の不可逆性や生態系をはじめとする自然の様々な循環系に与える影響を総合的に捉え、慎重な配慮の下で計画的に行います。

(2) 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用

農地及び森林の適正な保全と管理に努め、循環及び共生に配慮した持続可能な土地利用を図るなど、環境への負荷が少ない土地利用を基本とします。また、恵まれた自然環境や人の営みによって形成される地域固有の風土を生かし、地域に愛着が持て、やすらぎと潤いのある生活環境の形成を図ります。

(3) 安全・安心を実現する土地利用

地震、火山噴火、津波、豪雪、集中豪雨等の自然災害から生命や財産を守るため、水系の総合的管理、農地及び森林の保全と管理、防災拠点の整備並びにオープンスペースの確保等に取り組むことで市土の強靱化を図るとともに、防災ハザードマップ*などによる危険箇所に関する情報提供や適正な土地利用を図り、土地の安全性を高めていきます。

(4) 自ら守り育む土地利用

国土利用計画法に掲げる「公共の福祉の優先」「健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展」などの土地に関する基本理念に基づき、地域の魅力や資源は自ら守り育む市民活動への支援及び育成に努めるとともに、市民、NPO*、企業等の多様な主体が連携した土地利用及び維持管理に努めます。

4 関連計画の把握

都市計画マスタープランの要素となる関連計画を以下の表にまとめました。次ページ以降に詳細を記載します。

関連計画	策定・改訂
糸魚川市地域公共交通網形成計画	平成 29 年 3 月
糸魚川市駅北復興まちづくり計画	平成 30 年 5 月
いといがわ交通ネットワークビジョン	平成 25 年 3 月
糸魚川市公共施設等総合管理指針	平成 28 年 3 月
糸魚川市環境基本計画	平成 22 年 3 月
第2期糸魚川ジオパーク戦略プロジェクト	平成 30 年 4 月
糸魚川市立地適正化計画	平成 31 年 3 月

注：関連計画のうち、特に都市計画マスタープランとの関係性が大きい計画を抜粋して整理。

第1章 都市の現状と課題

4-1 糸魚川市地域公共交通網形成計画【平成29年3月：糸魚川市策定】

本市は、公共交通を取り巻く環境の変化を踏まえ、市民、交通事業者、市が協働して、地域の実情に即した持続可能な地域公共交通を実現することを目的とし、「糸魚川市地域公共交通網形成計画」を策定しています。

「糸魚川市地域公共交通網形成計画」については、人口減少・高齢化が進行する中で、都市全体の構造を見渡しながら、中心市街地などへ住宅及び都市機能^{*}を誘導するとともに、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行う“コンパクトシティ+ネットワーク”の実現に向けて、その一翼を担う計画であり、都市計画マスタープランとも密接に関わってきます。

□ 計画が目指す姿 □

市民、交通事業者、市が協働し、
地域の実情に即した持続可能な地域公共交通

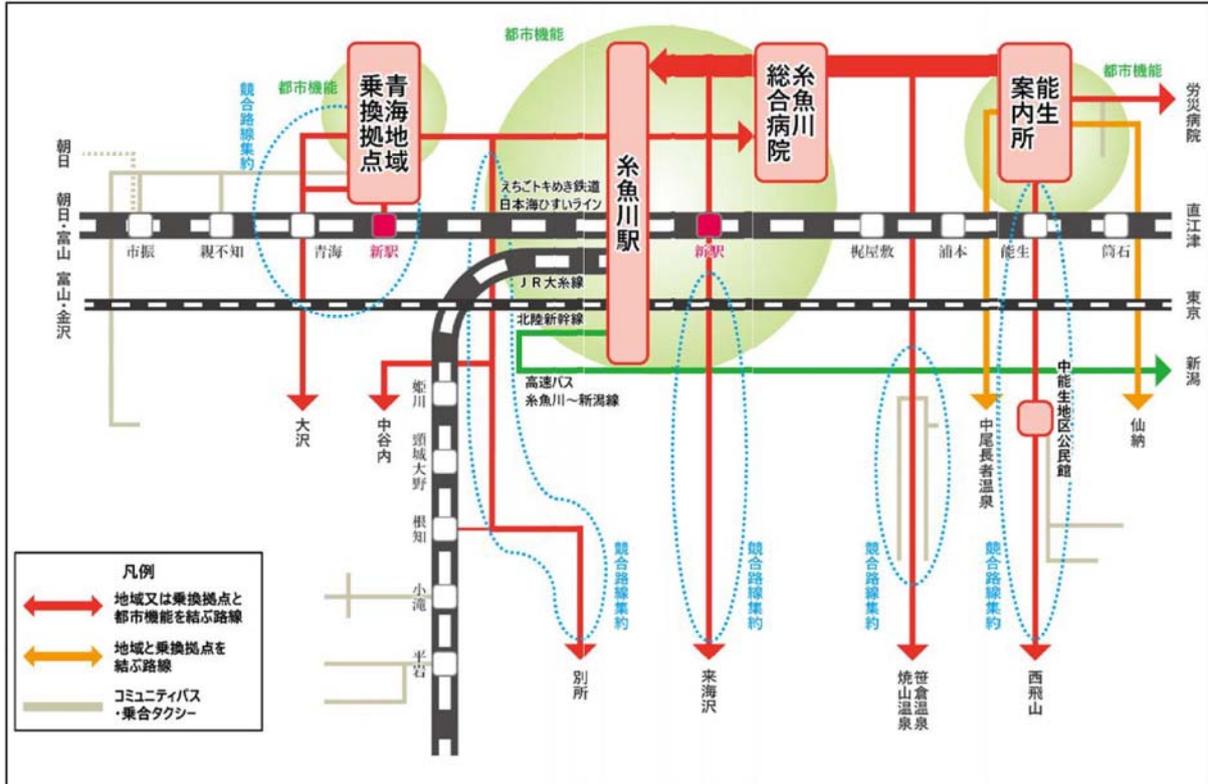
□ 本市の持続可能な地域公共交通の実現に向けた基本方針 □

- 総合計画に掲げる目標とすべき都市像「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」の実現を目指し、公共交通が交流人口の拡大や地域活性化を支え、促進する役割を担います。
- 人口減少や少子高齢化、マイカー依存が進む中、自動車を運転しない子どもや高齢者等にとって公共交通は欠かせないものであり、市民生活を支える地域公共交通を将来にわたって確保維持していくために、利便性・効率性を備え、地域特性やニーズに合った持続可能な公共交通ネットワークを再構築します。
- 市民、交通事業者、市は、情報や課題を共有した上で役割を分担し、主体的な取組や連携・協働により、地域公共交通ネットワークの持続可能性を高めるため、利用環境の整備や利用促進を図ります。

□ 糸魚川市地域公共交通網形成計画の実施方針 □

- ① 交流人口の拡大や地域活性化に役立つ「まちづくりと連携した地域公共交通網」
- ② 鉄道とバスネットワークの「適切な役割分担による効率的な地域公共交通網」
- ③ JR大糸線と沿線の魅力をつなぎ、「海と山の交流を盛り上げる地域公共交通網」
- ④ えちごトキめき鉄道の新駅整備により、「新たな需要を掘り起こす地域公共交通網」
- ⑤ バスネットワークの再編により、「持続可能性の高い地域公共交通網」
- ⑥ 豊富な観光資源の活用により、「観光客等来訪者の需要を喚起する地域公共交通網」
- ⑦ 長岡・新潟方面等へのアクセス利便性を高め、「高次都市機能を享受しやすい地域公共交通網」
- ⑧ 安全・安心・快適に利用でき、市民、交通事業者、市が「主体的に利用促進し育む地域公共交通網」

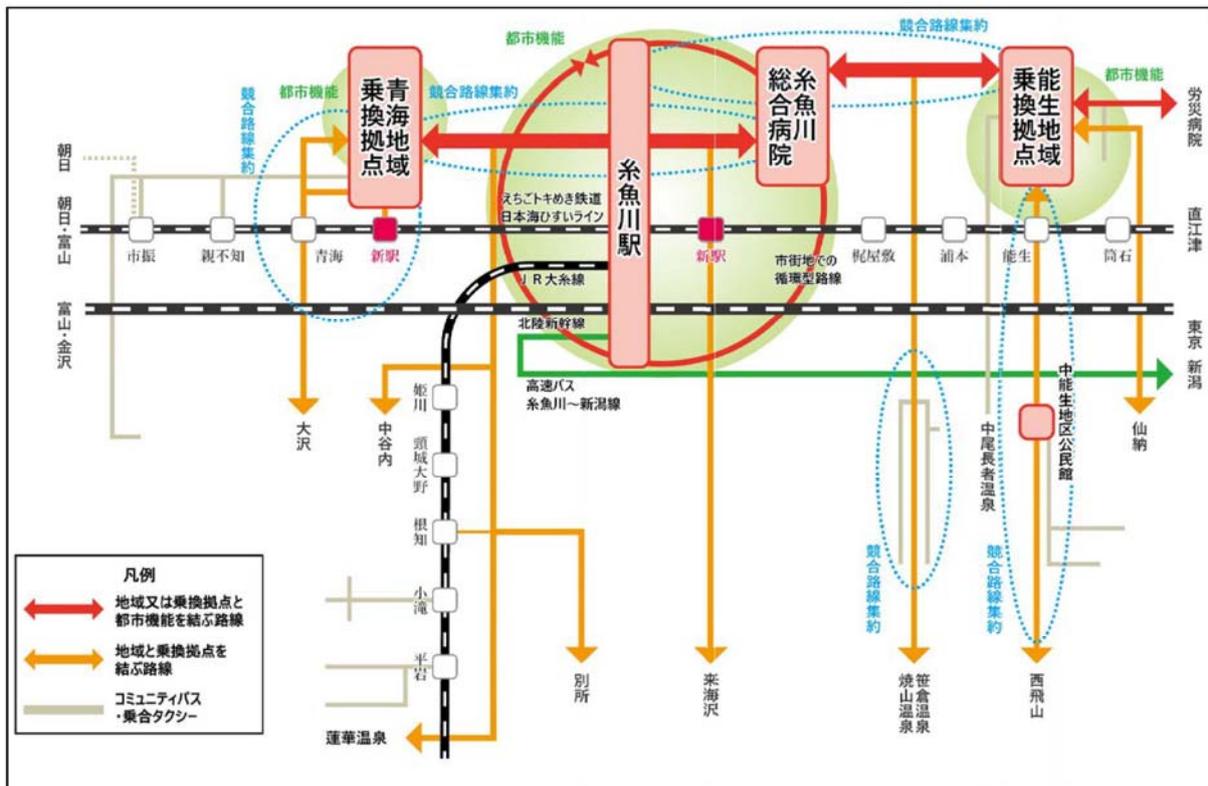
第1章 都市の現状と課題



注：概念を示した図であり、具体的な経路やエリアを示すものではありません。

資料：糸魚川市地域公共交通網形成計画

図 通学通勤利用の将来構想イメージ



注：概念を示した図であり、具体的な経路やエリアを示すものではありません。

資料：糸魚川市地域公共交通網形成計画

図 生活利用の将来構想イメージ

第1章 都市の現状と課題

4-2 糸魚川市駅北復興まちづくり計画【平成30年5月：糸魚川市改訂】

本市は、糸魚川市駅北大火からの復興まちづくりに対する考え方を共有するための基本方針を示すとともに、その実現に向けた具体的な施策を取りまとめ、復興まちづくりを迅速かつ着実に推進していくことを目的とし、平成29年8月に「糸魚川市駅北復興まちづくり計画」を策定しています。その後、外部評価組織による進捗管理やパブリックコメント※を踏まえ、計画の見直しを行っています。

□ 復興まちづくりの目指す姿 □

- ① 安全で安心なまち
火災や災害に強い都市基盤のもとで、過去からの教訓を学び、伝えることができる住民同士の強いつながりが形成され、笑顔で暮らせる安全で安心なまちを目指します。
- ② 安らぎと緑のあるまち
中心市街地としてのにぎわいや防災面での効果に加え、子育て世代や高齢者などの多世代が安らげる場として、緑のある快適なまちを目指します。
- ③ 歴史の風情が香るまち
個々の建物の個性を生かしつつ、雁木や景観に配慮した調和のとれたまちなみを再生し、街道沿いの風情や生活の営みに根ざした歴史と文化の香りが漂うまちを目指します。
- ④ 歩きやすいまち
歩行者にやさしい生活道路と主要幹線道路との機能分担を図りながら、人々が笑顔で行き交う、歩きやすいまちを目指します。
- ⑤ 住んでよし 訪れてよしのまち
安心して心豊かに暮らせるコミュニティ※とともに、魅力的で個性あふれる商店街のにぎわいがあるような「住んでよし、訪れてよし」のまちを目指します。

□ 復興まちづくりの目標（キャッチフレーズ） □

カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川

□ 3つの方針 □

- 方針①：災害に強いまち
「大火を二度と繰り返さない」災害に強い安全な市街地を再生します。
- 方針②：にぎわいのあるまち
人々が集い憩う中心市街地としてのにぎわいと活力を創出します。
- 方針③：住み続けられるまち
被災前の人口規模を回復し、将来にわたり地域の活力を維持します。

□ 6つの重点プロジェクト □

- ① 大火に負けない消防力の強化プロジェクト
- ② 大火を防ぐまちづくりプロジェクト
- ③ 糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト
- ④ にぎわいのあるまちづくりプロジェクト
- ⑤ 暮らしを支えるまちづくりプロジェクト
- ⑥ 大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト

第1章 都市の現状と課題

4-3 いといがわ交通ネットワークビジョン【平成25年3月：糸魚川市改訂】

本市は、広域交通体系*と効率的に連携し、広くなった市域を包括的・総合的に結ぶネットワークの構築と、公共交通体系の整備に向けた新たな指針として「いといがわ交通ネットワークビジョン」を策定しています。

□ 交通ネットワークの目標 □

「ひと」・「もの」の交流促進による
「産業の活性化」と「安心な暮らしの向上」

□ 将来像 □

- 広域都市間から市内地区間まで、「ひと」・「もの」の交流が盛んになり、産業の活性化に資する交通ネットワーク
- 商業、観光面において、糸魚川市の魅力を活かせる交通ネットワーク
- 「ひと」・「もの」が移動しやすく、安心（安全で便利で快適）な暮らしができる交通ネットワーク

上記の将来像の根底には、

- ◎災害や緊急時にも、最小限の生活機能を確保できる交通ネットワークの構築が前提となっている。

□ 交通ネットワークの基本的な方針 □

- 十字型経済圏形成の拠点として、日本海国土軸及び都市間連携軸を活かした、交流促進による産業の活性化
- 都市内連携軸*を活かした、効率的で便利なまちづくり
- 世界ジオパークのまちとして、都市間及び都市内連携軸の強化による交流人口の拡大
- 誰もが快適・安全に利用できる、道路と公共交通網の整備

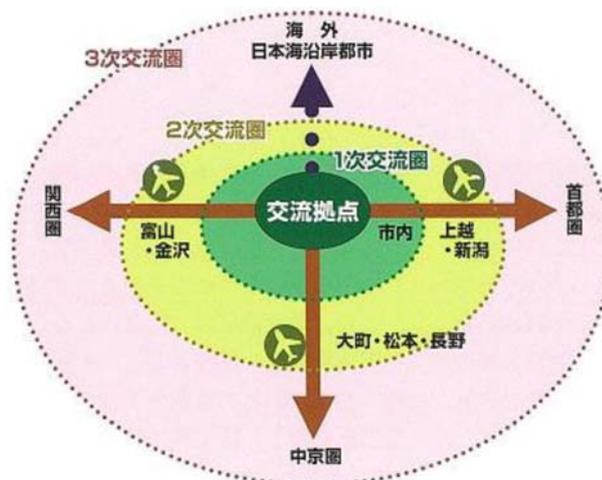
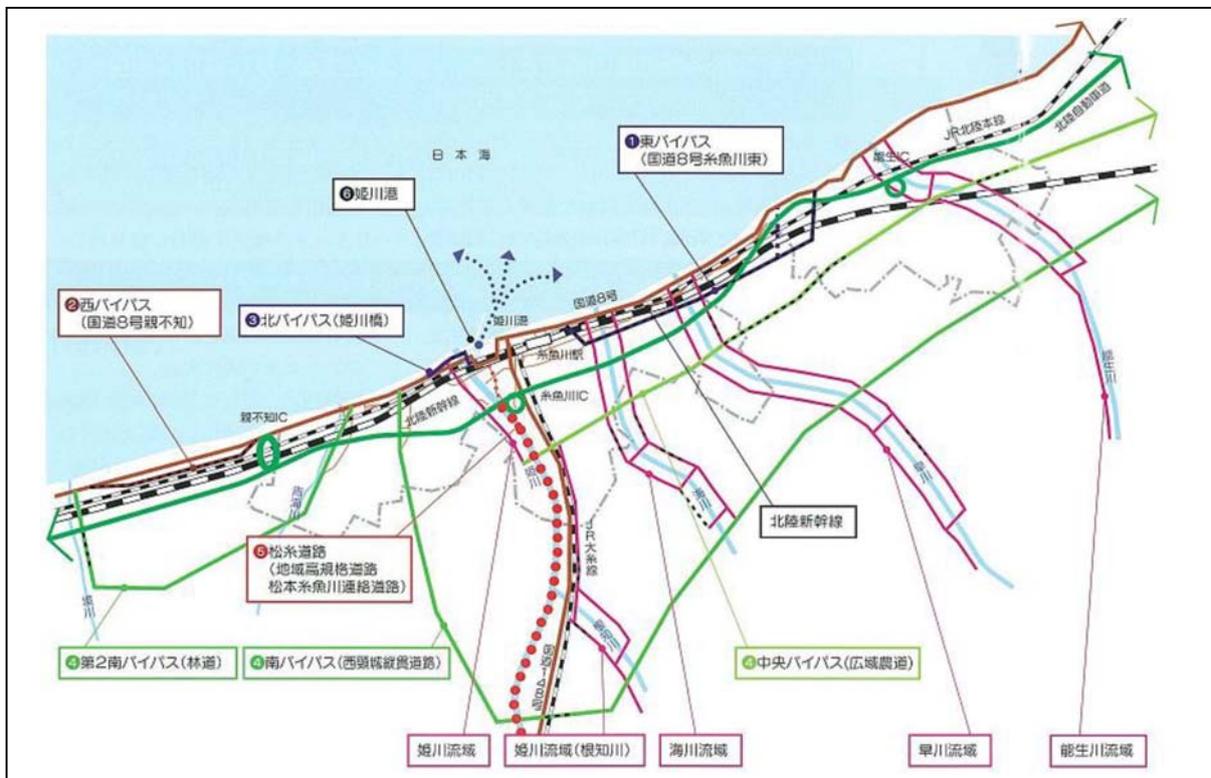


図 十字型経済圏と拠点機能

□ 実現に向けた施策 □

- 6バイパスと姫川港の整備
 - ・広域を含めた都市間連携軸及び都市内連携軸*の主軸を、6バイパスと位置付け
 - ・姫川港とあわせてその整備を促進し、交通渋滞の抜本的解消や、十字型経済圏形成の拠点機能強化と広域交流の拡大による産業の活性化、災害時等の広域輸送機能を確保
- 4流域2ルートの完成と機能向上
 - ・市内に流れる主たる河川である能生川、早川、海川、姫川の4流域において、都市内連携軸の一翼を担う道路として、河川両岸に2ルートとなる並行道路を整備
- 都市計画道路網の見直しと早期完成
 - ・整備中路線の早期供用
 - ・都市計画道路網の完成
 - ・都市計画道路網の見直し
- 格子型ネットワークによる道路網の整備
 - ・格子型の生活道路網の整備
 - ・面的整備による生活道路網整備の推進
- 交流人口の拡大を見据えた交通ネットワークの整備
 - ・観光地やジオサイト*へのアクセス強化
 - ・来訪者に配慮した道路環境の整備
 - ・交流人口の拡大に寄与する自転車利用環境の整備
- 公共交通機関の充実と結節機能の強化
 - ・北陸新幹線
 - ・その他の鉄道交通
 - ・バス交通等
 - ・交通結節機能
- 環境に配慮した、人にやさしく安全な道づくり
 - ・安全な道づくり
 - ・バリアフリーのやさしい道づくり
 - ・TDMによるやさしい道づくり



資料：いといかわ交通ネットワークビジョン

図 交通ネットワークビジョン・路線概要図【6バイパス、姫川港、4流域2ルート】

第1章 都市の現状と課題

4-4 糸魚川市公共施設等総合管理指針【平成28年3月：糸魚川市策定】

本市は、今後の公共施設等のあり方や管理に関する基本方針を定め、適正な配置及び管理を行うことを目的として「糸魚川市公共施設等総合管理指針」を策定しています。

また、平成30年には、個別施設計画を策定中です。

□ 公共施設等の管理に関する基本方針及び実施方針 □

基本方針1：社会情勢の変化に応じた適正配置を進める

今後の公共施設等のあり方と適正配置は、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に応じた「規模」と「配置」を基本として考えていかなければなりません。

適正配置の手法の一つとして、国の総合戦略に盛り込まれた「小さな拠点^{*}」の形成などを視野に入れ、人口減少の状況にあっても安心して暮らせるようなまちづくりを推進するとともに、中長期的な視点でさまざまな公共施設等のあり方を検討し、適正配置を進めることで30年後も持続可能なまちを目指します。

- ・利用圏域、用途分類別に公共施設等のあり方を検討する。
- ・公共施設等の整備、維持管理等の考え方を統一する。
- ・適正配置の具体的な計画を策定する。

基本方針2：マネジメントによる効率的・効果的な管理を行う

公共施設等を安全・安心で持続的に維持・管理していくため、全庁的・総合的な取り組みとして、「保全・営繕」、「資産管理・活用」、「統廃合・適正配置」など経営戦略的な視点で分析、実行する「マネジメント」の手法を導入し、低コストで効率的・効果的な管理を行っていきます。マネジメントは、インフラ^{*}資産については、基本的に施設の長寿命化に限定されており、国の長寿命化計画等によって一定の方向性が示されているため、この指針では、公共施設のみを対象とします。

- ・公共施設マネジメントの推進体制を構築する。
- ・「固定資産台帳」と「施設カルテ」により、分析と評価を行う。
- ・費用負担に関する市民との合意形成を図る。

基本方針3：長寿命化を図る

公共施設の寿命は、周辺環境によって異なりますが、法定耐用年数を目安として、適切な保全による長寿命化を図ります。公共サービスの提供において最も重要なものは「建物」ではなく、「サービスの内容」であることを踏まえ、今後も継続して使用する施設については、計画的に保全を実施することで長寿命化を図り、現状の公共サービスを維持します。

- ・「事後保全」から「予防保全」へ転換し、長寿命化を図る。
- ・点検・診断等を予防保全に活用する。
- ・市民の利便性に配慮した施設機能を確保する。
- ・耐震化を進める。

基本方針4：財政負担を軽減・平準化する

今後、公共施設等の維持管理・更新費用は、当市の財政規模に見合うものにしていかなければなりません。そこで、中長期的な視点で財政負担の軽減を図り、集中する更新費用の平準化に向けた対策を講じます。

- ・生涯経費（ライフサイクルコスト^{*}）を抑制する。
- ・必要な財源の確保に努める。
- ・民間活力の活用を検討する。

4-5 糸魚川市環境基本計画【平成22年3月：糸魚川市策定】

本市は、近年の経済活動により生じた環境への影響を考慮し、市の環境保全に係る施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「糸魚川市環境基本計画」を策定しています。

□ 目標とする環境像 □

環境を学び、考え、行動する人が育つまち いといがわ
～豊かな自然と心安らく環境を目指して～

□ 分野別基本目標 □

- | | |
|--------|---------------------------|
| (自然環境) | (1) 生きものと大地の営みを感じるまち |
| (生活環境) | (2) 安全・安心、みんなが笑顔で暮らすまち |
| (地球環境) | (3) 地球にやさしい人が育つまち |
| (環境行動) | (4) 一人ひとりが行動し、環境保全に取り組むまち |

□ 基本目標実現のための取組 □

- (1) 生きものと大地の営みを感じるまち
本市は、多くの生きものの営みと、ダイナミックな大地の営みを身近に感じることのできるジオパークのまちです。
世界ジオパーク認定の地としての誇りと自覚を持ち、豊かな自然環境の保全と活用に取り組み、次世代を担う子どもたちに引き継ぎます。
- (2) 安全・安心、みんなが笑顔で暮らすまち
騒音や悪臭などの公害によるストレスやトラブルのない、健康で活力ある生活環境を確保します。
また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活を見直し、「もったいない」という心を育みながら、循環型社会*の構築を推進します。
- (3) 地球にやさしい人が育つまち
省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの削減など、地球環境の悪化を防ぐため、私たちの生活から社会や経済のしくみを見つめなおし、事業者や市民一人ひとりが地球環境に配慮した行動に取り組めます。
- (4) 一人ひとりが行動し、環境保全に取り組むまち
環境の保全は市民一人ひとりの取組が重要です。世界ジオパーク認定の地である本市は至るところが環境学習の場です。多くの市民が環境保全に参画し、行動するまちを創るため、身近な環境について学び、触れ合う機会を創出します。

第1章 都市の現状と課題

4-6 第2期糸魚川ジオパーク戦略プロジェクト【平成30年4月：糸魚川市策定】

本市は、平成21年の世界ジオパークの認定から平成28年までの8年間をジオパークのファーストステージとし、平成29年からをジオパークのセカンドステージとして位置付け、新たなアクションプランを策定しています。

□ 基本理念 □

- ふるさと糸魚川を知り・学び・発見することによって、ふるさとの価値を再認識する。
- ふるさと糸魚川の価値を守り・活かし・伝えることによって、ふるさとへの愛着と誇りを醸成する。
- ふるさと糸魚川を磨き上げ・国内外に発信することによって、交流人口の拡大を図り、持続可能な発展を目指す。

□ 基本方針・第2期ジオパーク戦略プロジェクトの体系図 □

- 保護・保全
 - ・ジオサイト*の保護・保全
 - ・ジオエリアの防災活動
 - ・ジオサイトの保全とそれを支えるコミュニティ*の活性化
- 教育・防災
 - ・0歳から18歳までのジオ学習方針の推進
 - ・ジオ学習プログラムの開発と実践
 - ・「食」を通じたジオ学習の実践
 - ・体験プログラムの開発と修学旅行等の誘致
 - ・ジオストーリーの発掘と学術データの蓄積
 - ・生涯にわたるジオ学習と活用
 - ・【再掲】ジオエリアの防災活動
- 地域振興
 - ・ジオパークを活用したPR
 - ・ジオパークを活用した旅行商品の開発
 - ・周辺市町村及び近隣ジオパークとの連携によるキャンペーンや旅行商品の開発
 - ・ジオパークの「食」をテーマとした誘客
 - ・ジオパークの海、山の魅力を活用した誘客
 - ・市民協働によるイベントの実施
 - ・当ジオパークを訪れるお客様の受入体制整備
 - ・当ジオパークを訪れるお客様のための2次交通対策
 - ・【再掲】ジオサイトの保全とそれを支えるコミュニティの活性化
- 事業推進
 - ・ジオパーク活動の情報発信
 - ・市民へのジオ意識の醸成
 - ・協議会構成団体及び日本ジオパークネットワークとの連携強化と国策の活用
 - ・再認定に向けた取り組みとジオパークネットワークへの貢献

第1章 都市の現状と課題

4-7 糸魚川市立地適正化計画【平成31年3月：糸魚川市策定】

本市は、日常生活サービスや住宅などの立地の集約と交通ネットワークの利便性確保により、持続可能な都市経営を行うため、「糸魚川市立地適正化計画」を策定しています。

□ 立地適正化におけるまちづくりの方針 □

若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり

□ 誘導施設の方向性 □

(1) 充実した子育て環境の形成に必要な施設

子ども同士のふれあいや、子どもの健康な成長、教育上有益な施設等を誘導することにより、充実した子育て環境の形成を図り、子育て世代の居住誘導を図ります。

(2) 若者・子育て世代の生活利便性の向上に必要な施設

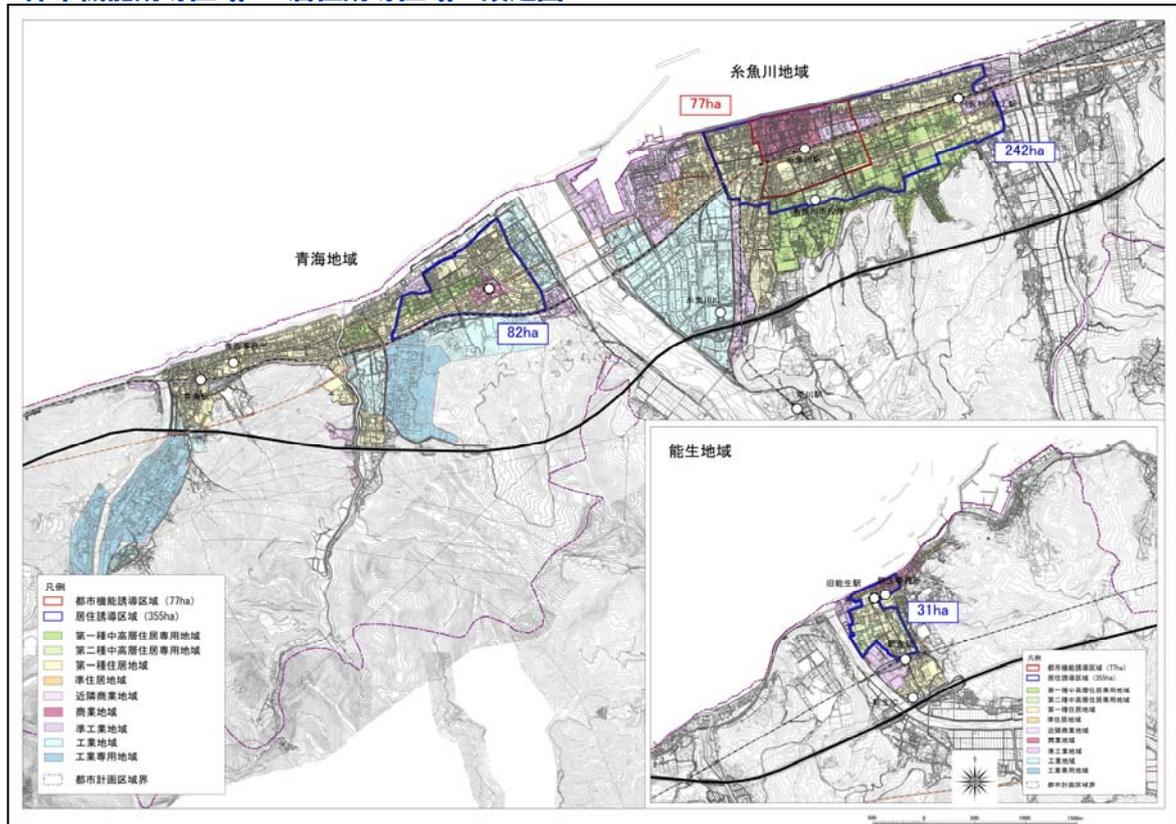
(1)の施設は、子育て世代だけでなく若者などにとっても、健康・文化機能等の面で利便性の向上に寄与するものであり、これに加えて、日常生活上必要な施設を合わせて誘導することにより、生活利便性の更なる向上を図り、若者・子育て世代の居住誘導を図ります。

(3) 若者が集うにぎわいを創出するために必要な施設

(1)(2)の施設に加え、市内外の交流機能等を充実することにより、多くの人が中心市街地を使う（訪れる）ことが期待されます。

また、これに伴い様々なサービス機能が立地することによって、日常的に若者が見かけられるまち（若者を惹きつける魅力あるまち）にすることにより、にぎわいの創出を図り、若者の居住誘導を図ります。

□ 都市機能誘導区域*・居住誘導区域 設定図 □



第1章 都市の現状と課題

5 市民意向の把握

5-1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本市では、「第2次糸魚川市総合計画」を策定するにあたり、市民の意向を計画に反映し、これからのまちづくりに活用するため、平成27年9月、本市に在住する15歳以上の市民、また、市内の中学3年生を対象としたアンケート調査を実施しています。

このアンケート調査は、近年において、まちづくりに対する市民意向を調査したものであり、本計画における都市の将来像、土地利用、道路・公園などの都市整備の方針を定める際にも、十分に反映することが必要であることから、これらアンケート調査結果を活用し、市民意向を踏まえた都市計画を推進するものです。

(2) 市民アンケート調査の概要

- 調査地域：糸魚川市全域
- 調査対象：糸魚川市在住の15歳以上の男女
- 抽出方法：平成27年4月1日現在の住民基本台帳から地域ごとに年齢階層別、男女別の抽出率が等しくなるよう無作為抽出（地域ごとの抽出数は人口比で按分）。
- 発送数：3,000人
- 調査方法：調査票の配布・回収とも郵送による自記式アンケート
- 調査期間：平成27年9月10日(水)～9月30日(水)
- 回収率：47.1%（回収数1,412人）

(3) 中学生アンケート調査の概要

- 調査地域：糸魚川市全域
- 調査対象：市内中学校に在籍する中学3年生全員（平成27年9月現在）
- 対象数：383人
- 調査方法：自記式アンケート（調査票の配布、回収ともに中学校へ依頼）
- 調査期間：平成27年9月10日(水)～9月25日(金)
- 回収率：94.0%（回収数360人）

5-2 アンケート調査結果の概要

アンケート調査結果の概要を以下に整理します。

なお、アンケート調査結果の詳細については、参考資料に記載しています。

(1) 市民アンケート調査結果の概要

- 系魚川市に関する印象では、「豊かな自然」、「ふるさとへの愛着」、「地域の清潔感」に対しては評価が高く、「働く場」、「物価」、「医療体制」、「買い物の便」、「交通の便」に対しては評価が低くなっています。
- 住みよさでは、「住みよい」と思う市民が約5割と多いものの、住みよさを実感できていない市民も多くなっています。
- 定住意向は、住み続けたいと思う市民が約7割と多くなっています。
- 施策の満足度・重要度では、「下水道などの生活排水処理施設の整備」、「学校教育施設の整備・充実」は高く、「新規企業の誘致」、「空き家安全管理の推進」、「移住やUターン、地元定着の促進」、「鉄道やバスなどの利便性の向上」は重要度が高いものの満足度は低くなっています。
- 現在の土地利用における問題点では、中心市街地の賑わいの喪失、買物の不便さなどの商業に関する問題や、農地の荒廃などの問題点を挙げる市民が多くなっています。
- これからの土地利用の規制のあり方では、新たな開発地区を明確に位置づけながら、自然環境などと都市環境の調和を求める市民が多くなっています。
- 土地利用については、市街地内の未利用地の有効活用、自然環境の保全・活用を重要とする市民が多くなっています。
- 住宅地域の整備では、生産・消費によるフロー型から空き家などを有効活用するストック型への転換、既存住宅の周辺環境の向上を求める市民が比較的多くなっています。
- 商業地域の整備では、既存商店街の活性化を求める市民が最も多くなっていますが、幹線道路沿線への商業・業務機能の誘導を求める市民も多くなっています。
- 工業用地の整備では、既存の産業団地への誘導により、新たな産業団地の整備は強く求められていませんが、判断に迷う市民も多くなっています。
- 農地のあり方では、農地の集約化を求める市民が多いほか、農地の観光・交流等への活用も求められています。
- 山林のあり方では、森林機能を活かした自然資源としての活用、自然環境を活かした観光・レクリエーションの場としての活用を求める市民が多くなっています。

(2) 中学生アンケート調査結果の概要

- 系魚川市に関する印象では、「豊かな自然」、「地域の清潔感」、「ふるさとへの愛着」に対しては評価が高く、「買い物の便」、「働く場」、「交通の便」に対しては評価がやや低くなっています。
- 暮らしやすさでは、「暮らしよい」と思う中学生が約7割と多くなっています。
- 定住意向では、将来的な定住意向（住み続けたい、戻ってきて住みたい）としては約4割見られます。

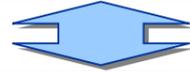
6 都市の現状から見た課題の整理

6-1 都市の現状から見た課題の整理

時代の潮流、現況の把握、上位・関連計画の把握、市民意向の把握を踏まえ、都市の現状から見た課題を以下のとおり整理します。

□ 時代の潮流〔A〕

- ・人口減少・少子高齢社会への対応
- ・環境にやさしい都市の構築
- ・安全・安心なまちづくりへの対応
- ・持続可能な都市経営への転換
- ・交流人口の拡大への対応
- ・地方創生、多様な主体による協働のまちづくりへの対応



□ 現況の把握

【地勢・沿革】〔B〕

- ・平成17年に旧糸魚川市、旧能生町、旧青海町の合併により誕生
- ・新潟県の最西端に位置し、南は妙高市、長野県白馬村・小谷村、西は富山県朝日町、東は上越市に隣接
- ・北は日本海に面し、中部山岳国立公園等を有し、海岸、山岳、渓谷、温泉など変化に富んだ個性豊かな自然に恵まれる
- ・「糸魚川ジオパーク」がユネスコ世界ジオパーク※に認定

【人口】〔C〕

- ・人口は減少しており、1世帯当たりの人口は、平成7年の3.15人/世帯から平成27年の2.64人/世帯と小世帯化や核家族化が進行
- ・地域別では、能生地域の減少率が最も顕著
- ・年齢別では、高齢化が進み、子どもや働き手である若者の減少が顕著
- ・人口動態は、出生数の減少、転出超過が顕著
- ・流出・流入では、ともに上越市、富山県新川地域との関係性が強い

【産業】〔D〕

- ・産業分類別就業者構成比では、第1次が減少、第2次が増減、第3次が増加し、第3次は過半数
- ・農業、漁業、商業は衰退傾向、工業は事業所・従業者が減るも製造品出荷額等が増加傾向

【法適用状況】〔E〕

- ・糸魚川都市計画区域は9,529.0ha（行政区域面積の12.8%）、非線引き用途地域※は1,048.7haで、県平均より工業系用途地域※の面積割合が高い

【土地利用・都市施設整備状況】〔F〕

- ・土地利用は、山林が約6割である一方、用途地域内では住宅地・工業地ともに約2割を占める
- ・農地転用は、住・商は用途地域内、工は用途地域外に多い
- ・国道8号糸魚川東バイパスの整備が進められている（平成27年5月、大和川～押上間の開通）
- ・都市計画道路は21路線、整備率は約8割と高い
- ・平成27年3月14日、北陸新幹線 糸魚川駅が開業している
- ・都市公園は34箇所（うち計画決定16箇所）、1人あたりの都市公園面積は21.3㎡（条例による目標水準：10㎡/人）
- ・下水道の普及率は81.2%、水洗化率は95.8%と高い
- ・一級河川の姫川や、能生川、早川、海川、田海川等の河川を有する

□ 上位・関連計画の把握〔G〕

【上越圏域広域都市計画マスタープラン（圏域計画）】

- ・圏域の目標：新たな高速交通体系※と地域資源を活かした交流圏域

【糸魚川都市計画区域マスタープラン】

- ・都市づくりの目標：
 - 都市機能※の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
 - 特徴的な自然環境の保全と活用
 - 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

【第2次糸魚川市総合計画】

- ・目標とする都市像：
 - 翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

【糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

- ・総合戦略の基本目標：
 - （か）稼げる資源循環のまちづくり
 - （ち）地域を担う人財が集うまちづくり
 - （ゆ）夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり
 - （く）暮らしやすさで安心・元気なまちづくり

【第2次国土利用計画（糸魚川市計画）】

- ・市土の基本理念：公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の社会的、経済的及び文化的な条件に配慮するとともに、安全かつ健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な均衡ある発展を図る

【糸魚川市地域公共交通網形成計画】

- ・計画が目指す姿：
 - 市民、交通事業者、市が協働し、
 - 地域の実情に即した持続可能な地域公共交通

【糸魚川市駅北復興まちづくり計画】

- ・復興まちづくりの目標（キャッチフレーズ）：
 - カタイ絆で よみがえる 笑顔の街道 糸魚川

【いといがわ交通ネットワークビジョン】

- ・交通ネットワークの目標：
 - 「ひと」「もの」の交流促進による
 - 「産業の活性化」と「安心な暮らしの向上」

【糸魚川市公共施設等総合管理指針】

- ・社会情勢の変化に応じた適正配置、マネジメントによる効率的な管理、長寿命化、財政負担の軽減・標準化

【糸魚川市環境基本計画】

- ・環境を学び、考え、行動する人が育つまち いといがわ

【第2期糸魚川ジオパーク戦略プロジェクト】

- ・ふるさと糸魚川を知り・学び・発見することによって、ふるさとの価値を再認識する
- ・ふるさと糸魚川の価値を守り、活かし、伝えることによって、ふるさとへの愛着と誇りを醸成する
- ・ふるさと糸魚川を磨き上げ、国内外に発信することによって、交流人口の拡大を図り、持続可能な発展を目指す

【糸魚川市立地適正化計画】

- ・若者・子育て世代が快適に暮らせる中心市街地づくり

□ 市民意向の把握〔H〕

【市民アンケート調査結果】

- ・糸魚川市に関する印象では、「豊かな自然」、「ふるさとへの愛着」、「地域の清潔感」に対しては好印象、「働く場」、「物価」、「医療体制」、「買い物の便」、「交通の便」に対しては悪い印象
- ・住みよさでは、「住みよい」と思う市民が約5割と多いも、住みよさを実感できていない市民も多数
- ・定住意向は、住み続けたいと思う市民が約7割と多数
- ・施策の満足度・重要度では、「下水道などの生活排水処理施設の整備」、「学校教育施設の整備・充実」は高く、「新規企業の誘致」、「空き家安全管理の推進」、「移住やUターン、地元定着の促進」、「鉄道やバスなどの利便性の向上」は重要度が高いものの満足度は低い
- ・現在の土地利用における問題点では、中心市街地の賑わいの喪失、買物の不便さなどの商業に関する問題や、農地の荒廃などの問題点を挙げる市民が多数
- ・これからの土地利用の規制のあり方では、新たな開発地区を明確に位置づけながら、自然環境などと都市環境の調和を求める市民が多数
- ・土地利用については、市街地内の未利用地の有効活用、自然環境の保全・活用を重要とする市民が多数
- ・住宅地域の整備では、生産・消費によるフロー型から空き家などを有効活用するストック型への転換、既存住宅の周辺環境の向上を求める市民が比較的多い
- ・商業地域の整備では、既存商店街の活性化を求める市民が最多だが、幹線道路沿線への商業・業務機能の誘導を求める市民も多数
- ・工業用地の整備では、既存の産業団地への誘導により、新たな産業団地の整備は強く求められていないが、判断に迷う市民も多数
- ・農地のあり方では、農地の集約化を求める市民が多いほか、農地の観光・交流等への活用も要望
- ・山林のあり方では、森林機能を活かした自然資源としての活用、自然環境を活かした観光・レクリエーションの場としての活用を求める市民が多数

【中学生アンケート調査結果】

- ・糸魚川市に関する印象では、「豊かな自然」、「地域の清潔感」、「ふるさとへの愛着」に対しては好印象、「買い物の便」、「働く場」、「交通の便」に対してはやや悪い印象
- ・暮らしやすさでは、「暮らしよい」と思う中学生が約7割と多数
- ・定住意向では、将来的な定住意向（住み続けたい、戻ってきて住みたい）としては約4割

次ページへ

都市の現状から見た課題

【課題1】コンパクトシティの形成と交通ネットワークによるまちづくり

- ◇人口減少や少子高齢社会に対応し、都市機能^{*}を集約したコンパクトシティの形成
〔A、C、E、F、G、H〕
- ◇住み慣れた集落地における生活拠点を核とした快適に暮らせる地域の形成
〔A、C、F、G、H〕
- ◇都市間や都市内を連絡する交通ネットワークの強化・充実
〔A、C、F、G、H〕

【課題2】豊かな自然環境と美しいまちなみを活かした魅力的なまちづくり

- ◇海岸、河川、山並みなどの豊かな自然環境の保全〔A、B、G、H〕
- ◇市民が誇りと愛着を抱く、美しさや風情のあるまちなみの形成〔F、G、H〕
- ◇地域の自然、歴史・文化、観光資源を守り、活かした都市の魅力向上
〔A、D、G〕

【課題3】多世代に魅力的な居住環境や多様な産業で賑わうまちづくり

- ◇子どもから高齢者まで多世代の定住・移住を促す魅力的な居住環境の形成
〔C、G、H〕
- ◇誰もが活躍できる魅力的・多様な産業による雇用の場の創出
〔C、D、G、H〕

【課題4】市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり

- ◇すべての市民が安全に安心して暮らせる防災機能などの確保・充実
〔A、G、H〕
- ◇老朽化が進む公共施設やインフラ^{*}の長寿命化〔A、G〕
- ◇すべての市民が健康で元気に暮らせる居住環境の形成〔A、C、G〕

注：都市の現状から見た課題について、〔A〕：時代の潮流、〔B〕：地勢・沿革、〔C〕：人口、〔D〕：産業、〔E〕：法適用状況、〔F〕：土地利用・都市施設整備状況、〔G〕：上位・関連計画、〔H〕：市民意向に関する課題

6-2 都市の現状から見た課題

(1) コンパクトシティの形成と交通ネットワークによるまちづくり

1) 人口減少や少子高齢社会に対応し、都市機能を集約したコンパクトシティの形成

コンパクトシティの形成に向けて、市街地内の未利用地や空き家の活用などを基本とした土地利用を進める必要があります。一方、市街地外では無秩序な開発を抑制し、都市を取り巻く優良な農地などを保全する必要があります。

また、立地適正化計画により、行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、公共交通でつなぐことにより、誰もが身近に都市サービスを受用できるコンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

2) 住み慣れた集落地における生活拠点を核とした快適に暮らせる地域の形成

住み慣れた集落地において快適に暮らせるように、道路の整備・維持管理、身近な公園・緑地機能の充実、下水道等の適正な維持管理を行うとともに、医療・福祉、教育、買い物、公共交通などの生活サービス機能を有する生活拠点を形成する必要があります。

3) 都市間や都市内を連絡する交通ネットワークの強化・充実

国道8号等のバイパス、松本系魚川連絡道路などの広域幹線道路の整備促進、姫川等の河川に沿った国道・県道・市道の整備促進、都市計画道路の整備、姫川港の整備促進による都市間や都市内の交通ネットワークの強化が必要です。また、長期末着手の都市計画道路については、見直しも必要です。

さらに、北陸新幹線、日本海ひすいライン、JR 大系線による鉄道網と、路線バスやコミュニティバス^{*}の連携、機能強化により、系魚川・能生・青海の地域間や都市部と集落地を連絡する公共交通の利便性を向上することが必要です。

(2) 豊かな自然環境と美しいまちなみを活かした魅力的なまちづくり

1) 海岸、河川、山並みなどの豊かな自然環境の保全

系魚川海岸(ヒスイ海岸)、一級河川・姫川等の河川、中部山岳国立公園等に代表される山並みなど、本市の豊かで特徴的な自然環境を保全するとともに、自然環境と共生し、環境負荷が少ない持続可能な循環型社会^{*}のまちづくりが必要です。

2) 市民が誇りと愛着を抱く、美しさや風情のあるまちなみの形成

本市の豊かで特徴的な自然環境と調和を図るため、建物や屋外広告物などのデザイン誘導、空き家・空き地の解消、緑化などにより、市民が誇りと愛着を抱き歩きたくなる、美しさや風情のあるまちなみを形成することが必要です。

3) 地域の自然、歴史・文化、観光資源を守り、活かした都市の魅力向上

「系魚川ジオパーク」のユネスコ世界ジオパーク^{*}としての認定、北陸新幹線系魚川駅の開業を契機とし、ジオパークをはじめとする本市の自然、歴史・文化、観光資源を活かした観光拠点の機能強化、都市の魅力向上を図ることが必要です。

(3) 多世代に魅力的な居住環境や多様な産業で賑わうまちづくり

1) 子どもから高齢者まで多世代の定住・移住を促す魅力的な居住環境の形成

子どもや働き手である若者をはじめとしたまちなかでの人口減少を抑制するため、空き家の活用や住宅地の整備検討などにより、定住・移住を促す良好な居住環境の形成が必要です。

2) 誰もが活躍できる魅力的・多様な産業による雇用の場の創出

市街地のにぎわいを取り戻すため、既存商店街の活性化、既存産業団地への企業立地誘導などを推進するとともに、地域産業の連携や新たな産業など、誰もが活躍できる魅力的かつ多様な産業による雇用の場の創出が必要です。

(4) 市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり

1) すべての市民が安全に安心して暮らせる防災機能などの確保・充実

大規模な地震や津波、豪雨などによる風水害・土砂災害などの自然災害への備え、系魚川市駅北大火を教訓とした火災予防、公共施設やインフラの耐震化、避難路・避難場所やライフライン^{*}の確保などの防災対策を講じていく必要があります。また、人口減少などに伴う空き家などの増加が懸念されることから、空き家の老朽化や管理不足による倒壊・火災の発生などへの対策が必要です。

2) 老朽化が進む公共施設やインフラの長寿命化

これまで整備されてきた公共施設やインフラは都市の大切な資産として今後も持続的に活用していくため、これら公共施設やインフラの老朽化に対応した適切な更新と長寿命化を図ることが必要です。

3) すべての市民が健康で元気に暮らせる居住環境の形成

すべての市民がまちに出歩き、健康で元気に暮らせるように、公共交通や歩行空間、公共施設など建物のバリアフリー化などにより、歩けるまちづくり、利用しやすい居住環境づくりが必要です。

1 都市計画の目標

1-1 都市づくりの理念

本計画では、本市における都市の現状から見た課題を踏まえるとともに、上位計画である「第2次糸魚川市総合計画」に示される本市の都市像との整合を図り、都市の基本理念を次のように設定します。

□ 都市づくりの基本理念 □

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる みどり 翠の交流都市づくり

本市は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源・特徴を有しています。

本市は、この地域資源・特徴を活かし、地域の文化を育みながら“人”、“モノ”、“情報”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

その一方で、本市においては人口減少や少子高齢化が深刻化するとともに、人口減少などに伴う空き家などの増加、公共施設やインフラ*の老朽化などによって都市の安全性などが低下しています。また、近年では、甚大な被害をもたらす大規模な地震や津波、記録的な豪雨や土砂災害などの自然災害が発生しており、様々な災害を想定した防災対策の強化などが必要となっています。

そこで、本市においては、地域資源・特徴を更に磨き上げ、自然の恵みと人情豊かな糸魚川らしい翠の文化を継承するとともに、豊かな自然に包まれながら都市機能*を集約したコンパクトシティを形成していくことにより、豊かな自然との調和や生活利便性の向上など、中心市街地や集落地における生活拠点としての魅力を高め、人々の交流とにぎわいを創出し、都市活力の維持・向上を目指します。

加えて、様々な自然災害に備えた防災対策を充実するとともに、老朽化が進む公共施設やインフラの長寿命化、適切な管理などにより、市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

1-2 将来人口

都市計画マスタープランでは、今後の人口減少社会の到来を見据えた本市の人口を予測し、都市づくりのあり方を検討するため、おおむね20年後の都市及び地域の目指すべき将来像を展望しつつ、10年後（平成41年度）の将来人口を設定します。

本市の総人口は、平成27年から過去20年間で約20%も減少しており、また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計結果などを踏まえれば、今後も減少することが予測されますが、将来人口については、「第2次糸魚川市総合計画」による各分野の施策を推進するとともに、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」及び「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、稼ぐ産業の育成や移住・Uターンの促進による地域の産業の担い手の確保、また、若者や女性の就労・結婚・子育ての希望をかなえ、すべての市民が健康で暮らしやすいまちづくりにより、平成41年度の総人口を約39,000人と設定します。

第2章 都市の将来像

1-3 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念を受けて、都市づくりの目標を次のように設定します。

【目標1】豊かな自然に包まれた集約型都市を目指したまちづくり

持続可能な都市経営へと転換するために、本市の豊かな自然環境との調和に配慮しながら、中心市街地においては、行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能^{*}を集約し、高齢者など誰もが身近に都市サービスを楽しむことができるコンパクトなまちづくりを推進します。

また、これまでどおり快適に暮らせるように、道路、公園、下水道等の適正な維持管理を行うとともに、必要な生活サービス機能を有する生活拠点を形成します。

一方、まちのコンパクト化に伴い形成される都市部の拠点、集落地の拠点間を連絡する道路網の整備や公共交通の利便性の向上を図ります。

【目標2】市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり

大規模な地震や津波、豪雨などの自然災害に備えた防災対策を講じるとともに、人口減少などに伴い増加が懸念される危険を伴う空き家の管理指導や除却などの対策により、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、老朽化が進む公共施設などやインフラ^{*}の長寿命化、統廃合などにより、持続可能な都市構造を形成していきます。

【目標3】翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

本市の「翠」の象徴となる豊かな自然環境を保全するとともに、これら自然環境と調和した美しさと風情のあるまちなみを形成します。

また、ユネスコ世界ジオパーク^{*}に認定されている「糸魚川ジオパーク」の貴重な自然、歴史・文化の保存と活用を進め、また豊富な観光資源を活かし、多くの人々が交流できる観光拠点の機能強化や都市の魅力向上を図ります。

一方、まちなかの人口減少、高齢化に対応しつつ、まちのにぎわいを創出し、あらゆる世代の定住・移住を促す良好な居住環境を形成するとともに、空き家の活用や市民誰もが活躍できる魅力的な産業による働きやすい環境づくりを推進します。

このほか、市民が主体的にまちづくりに参加する機運を高めるとともに、市民・事業者・行政の協働により、糸魚川らしい翠の文化を継承できる体制を構築していきます。

2 将来都市構造

本市の地形や都市の成り立ちなどの特徴を踏まえ、都市構造を構成する「ゾーン」、「軸」、「拠点」について、機能や配置を示し、都市の基本的な方向性を整理します。

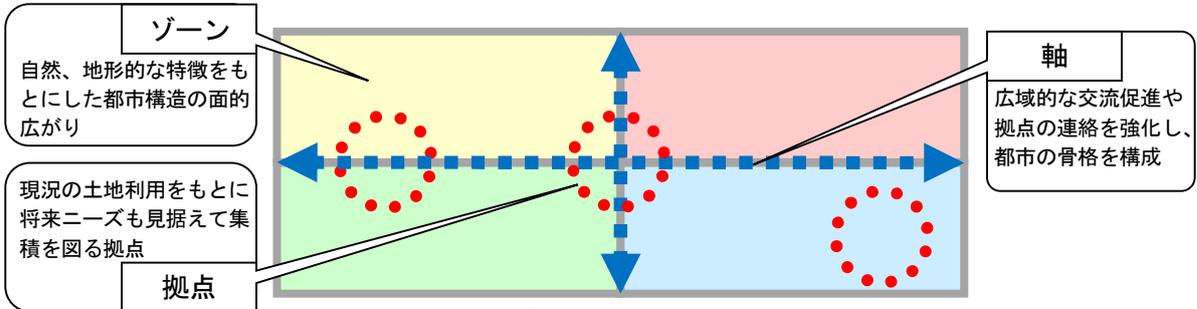


図 都市構造の概念

2-1 ゾーン

(1) 既成市街地※ゾーン

本市の用途地域※が指定されているエリアを「既成市街地ゾーン」として位置付けます。

系魚川地域の既成市街地ゾーンにおいては、本市の中心的な市街地として魅力を高める都市基盤整備を進めるとともに、行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能※を集約したコンパクトな都市空間の中で、利便性の高い地域に居住を誘導するとともに、良好な居住環境の形成や歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

また、能生地域及び青海地域の既成市街地ゾーンにおいては、周辺の自然環境との調和に配慮しながら、市民生活に必要な都市機能を集約したコンパクトな都市空間の中で、良好な居住環境の形成や歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

このほか、良好な市街地環境を維持するため、住居、商業、工業などの用途に応じた適正な土地利用誘導を推進します。

(2) 農地・集落ゾーン

既成市街地周辺の農地及び主要集落を「農地・集落ゾーン」として位置付けます。

農地・集落ゾーンにおいては、住み慣れた集落地において快適に暮らせるように、居住環境の維持を進めるとともに、集落地に必要な生活サービス機能を有する生活拠点の形成を図ります。また、本市が目指すコンパクトなまちづくりに向けて、土地利用の適切なコントロールを図るとともに、周辺の自然や優良農地を保全します。

(3) 山間地・集落ゾーン

既成市街地を取り囲む山間地や、山間部に点在する集落を「山間地・集落ゾーン」として位置付けます。

山間地・集落ゾーンにおいては、住み慣れた集落地において快適に暮らせるように、居住環境の維持を図ります。また、ユネスコ世界ジオパーク※に認定されている「系魚川ジオパーク」の貴重な自然環境や地質資源を保全するとともに、交流資源として活用を図ります。

第2章 都市の将来像

2-2 軸

(1) 都市間十字型連携軸*

他都市との広域的な連携を担うJR北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、JR大系線、北陸自動車道、国道8号、国道148号、地域高規格道路松本系魚川連絡道路、姫川港を「都市間十字型連携軸」として位置付けます。

都市間十字型連携軸については、三大都市圏、環日本海交流圏*などとの交流を拡大するとともに、本市の魅力発信による産業や観光の振興を図るため、広域的なネットワークを強化します。

また、北陸自動車道の各インターチェンジ周辺や鉄道駅周辺では、本市への玄関口としての魅力向上や交通結節点*としての利便性向上を図ります。

(2) 都市内連携軸*

市内の地域連携を担う4流域2ルート（姫川、能生川、早川、海川の各河川両岸の2ルート）、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）を「都市内連携軸」として位置付けます。

都市内連携軸については、道路・交通網として都市間十字型連携軸と一体的に機能する本市の骨格を形成し、既成市街地*と集落間及び市域に点在する集落間の連携強化、都市の一体化を図ります。

また、公共交通ネットワークの充実、公共施設や観光施設等へのアクセス向上を支える道路網として機能の強化を推進します。

(3) 海辺の軸

本市の海岸沿いを「海辺の軸」として位置付けます。

海辺の軸については、本市を代表する観光資源として、海岸沿いの良好な自然環境・景観を保全し、市民等の憩いの場としての空間を創出します。

また、高波や波浪などの自然災害に備えた防災対策の強化を図ります。

(4) 川辺の軸

本市の主要な河川である姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川沿いを「川辺の軸」として位置付けます。

川辺の軸については、緑豊かな山々と一体となった、河川沿いの良好な自然環境・景観を保全します。

また、洪水などの自然災害に備えた防災対策の強化を図ります。

2-3 拠点

(1) 中心商業・業務拠点

系魚川地域の商業系用途地域*が指定されているエリアを中心とした系魚川駅周辺を「中心商業・業務拠点」として位置付けます。

中心商業・業務拠点については、北陸新幹線系魚川駅を中心として、魅力的な商業・効率的な業務機能の集積や良好な都市景観の創出などにより、多くの人々が交流しにぎわいのある拠点の形成を図ります。

(2) 生活拠点（市街地）

能生地域及び青海地域の商業系用途地域が指定されているエリアを「生活拠点（市街地）」として位置付けます。

生活拠点（市街地）については、市民生活に必要なサービス機能の確保や周辺環境と調和した良好な景観の創出などにより、市民等が交流できる拠点の形成を図ります。

(3) 流通・業務拠点

系魚川地域の姫川港周辺を「流通・業務拠点」として位置付けます。

流通・業務拠点については、姫川港の港湾機能の拡充、国道8号や国道148号等の都市間十字型連携軸*のネットワークの強化にあわせ、地域産業の流通・業務を支える機能強化を図ります。

(4) 生産・開発拠点

工業系用途地域が指定され、工業施設等が集積する姫川の河口付近一帯などを「生産・開発拠点」として位置付けます。

生産・開発拠点については、地域の発展を支える産業機能の維持・増進を図ります。

(5) 生活拠点（農地・山間地）

集落地において、一定の生活サービス機能を有する一帯を「生活拠点（農地・山間地）」として位置付けます。

生活拠点（農地・山間地）については、地域住民が住み慣れた土地で快適に暮らせるように、既存の生活サービス機能の維持・確保を図るとともに、中心商業・業務拠点や生活拠点（市街地）とを公共交通のネットワークで繋ぎ、生活利便性を確保します。

第2章 都市の将来像

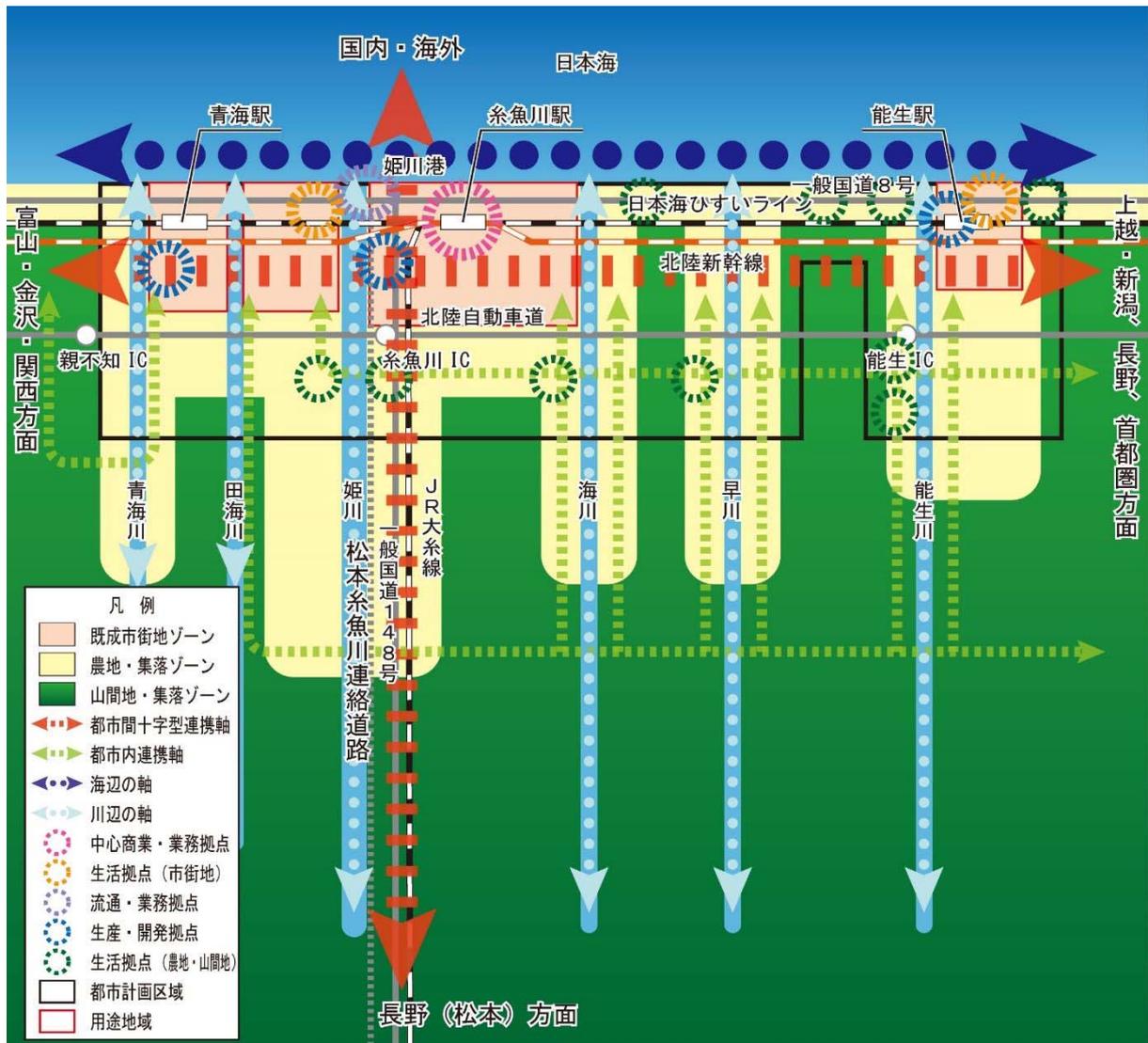


図 将来都市構造

「第2章 都市の将来像」の将来都市構造で示した“ゾーン”“軸”“拠点”の考え方については、土地利用以降の各方針のうち、関連性の高い方針に分類しながら整理します。

1 土地利用の方針

1-1 基本的な考え方

本市は、総面積の約9割が山林であり、平地は本市北部に接する日本海に沿って東西に広がる姫川河口一帯を中心とし、平地南部の背後には急峻な山地が迫るため、まとまりのある平地は狭く限られています。

また、海岸線まで迫る山地の谷間を南北に流れる姫川、能生川、早川、海川、青海川などの河川により、楕形の平地が形成されており、河川沿いの谷間などに集落などが点在しています。

このように山・海・川の豊かな自然環境や特徴的な地形を有する本市では、豊かな自然環境と調和した市街地及び集落環境の維持・充実を図ることを念頭に計画的な土地利用を進め、それらを実現するために必要な施策を講じていきます。

また、人口減少・少子高齢社会等の社会情勢の変化に対応するため、中心市街地における都市機能^{*}の集積、快適な居住性の確保などを進め、コンパクトなまちづくりを推進します。

1-2 土地利用方針

(1) 住居系土地利用〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

【地域共通】

- 居住環境に配慮した一定規模の店舗、事務所等の立地を許容しながら、適切に居住環境を保護し、快適性と利便性の高い居住環境の向上を進めます。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策計画を踏まえ、空き家等については、所有者に対して取壊しや適切な維持管理や有効活用などの改善を促すとともに、危険を伴う空き家等の解消に取り組み、安全で快適な居住環境の維持、空き家等の除却による土地の有効活用を図ります。
- 住宅の配置を誘導するエリアにおいては、市民誰もが快適に生活できる住宅専用地として、ゆとりある居住環境の形成を進めます。
- 既存住宅地については、生活道路の拡充等により、居住環境の改善を進めます。
- 既存の農地の保全を図ることにより、良好な住環境の維持を進めます。

【能生地域】

- 生活拠点（市街地）周辺の生活利便性の高いエリアの低未利用地については、必要に応じて居住誘導に資する面的整備や都市基盤整備を進めます。

第3章 都市整備の方針

【糸魚川地域】

- 中心商業・業務拠点周辺的生活利便性の高いエリアの低未利用地については、必要に応じて居住誘導に資する面的整備や都市基盤整備を進めます。
- 北陸新幹線糸魚川駅南側の都市計画道路中央大通り線（以降、都市計画道路は（都）と示す）、（都）糸魚川駅南線の沿道においては、適正な土地利用により、既存住宅地の居住環境の保全を図ります。

【青海地域】

- 生活拠点（市街地）周辺的生活利便性の高いエリアの低未利用地については、必要に応じて居住誘導に資する面的整備や都市基盤整備を進めます。

（2）住居系土地利用（混在型）〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

- 寺島・横町集落の国道8号及び国道148号沿道等については、住居系及び商業系土地利用としての一定の混在を許容しつつ、周辺の居住環境と調和のとれた土地利用を図ります。

（3）商業・業務系土地利用〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

【能生地域】

- 北国街道（旧国道8号）沿道の商業地については、能生地域住民の生活に必要なサービス機能の維持を図りつつ、当該地区住民の居住環境にも配慮し、地域の実情に応じた土地利用の推進を図ります。

【糸魚川地域】

- 北陸新幹線糸魚川駅を中心として、商業・業務・行政・医療などの都市機能*が集積するにぎわいの拠点性を高め、周辺住民が生活利便性を享受できるとともに、駅北、駅南の各エリアの魅力を活かした土地利用とエリア相互の連携のもと、多くの人々が交流できる空間の創出を図ります。
- 特に、平成28年12月に発生した糸魚川市駅北大火被災地周辺では、防火・防災力を高め、たうえで糸魚川らしいまちなみの再生を図るとともに、地域の拠点として人が集う都市施設の立地と公共空地を活用したエリアの価値の向上により、にぎわいの創出を推進します。
- 商業・業務・行政・医療などの都市施設を利用しやすくするなど回遊性を高めるとともに、都市緑化や景観にも配慮し、歩いて楽しめる空間の創出を図ります。
- 本市の顔となる良好な沿道空間を確保するため、建築物等の景観的な配慮を促していくとともに、醸造業などの伝統産業やにぎわいを支える土地利用の維持を図ります。

【青海地域】

- 須沢集落については、北陸新幹線の高架下施設を拠点とする商業系土地利用の充実を図ります。

(4) 工業系土地利用（生産業務）〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

【能生地域】

- 能生駅周辺や能生川河口付近にあっては、周辺の居住環境に十分配慮しながら、今後とも地域産業の拠点性の維持、雇用拡大を図るための操業環境の充実を図ります。

【糸魚川地域】

- 糸魚川インターチェンジ周辺エリアについては、北東側で見られる住居系土地利用の状況を踏まえ、これら居住環境との調和についても配慮しつつ、北陸自動車道、姫川港に隣接した立地条件を活かした新たな企業の誘致、住宅地内に混在する工場移転の受け皿として、広域都市圏における工業拠点としての充実を図り、産業の強化及び雇用拡大を推進します。
- セメント製造の工場などが立地している糸魚川インターチェンジ北側のエリアをはじめ、海川河口付近左岸や糸魚川駅東側に近接した工場の集積地については、周辺の居住環境に十分配慮しながら、引き続き工業機能の維持・増進、雇用拡大を図るための操業環境の充実を図ります。
- 南押上集落については、一部で住宅地の開発が進んでいるため、今後、適切な土地利用誘導のもと、土地の有効活用を推進するとともに、地区計画^{*}による建築制限など既存の居住環境の維持・保全について検討します。

【青海地域】

- 大規模工場などが立地している青海地区や田海地区については、周辺の居住環境に十分配慮しながら、引き続き工業機能の維持・増進、雇用拡大を図るための操業環境の充実を進めます。
- 須沢集落北部のエリアについては、現在、工業系土地利用が少なく住居系土地利用が進んでいるため、北陸新幹線高架橋に隣接するエリアなどについて、地区計画による建築制限などを活用した既存の居住環境の維持・保全について検討します。
- 須沢集落北部に立地するごみ処理施設及びし尿処理施設に関連して、敷地内において新たなごみ処理施設を建設します。
- 高畑集落北部については、現在、工業系土地利用は進んでいないため、他の利用の検討もあわせ、工業系土地利用の充実を図ります。
- 産業廃棄物最終処理場などが立地している今村新田集落については、引き続き操業環境を維持しながら周辺環境に悪影響を与えないよう配慮します。

(5) 工業系土地利用（流通業務）〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

- 姫川港及び周辺エリアについては、港湾機能の拡充に伴う臨港地区の変更、都市計画道路の整備を含め、松本糸魚川連絡道路の整備を念頭に、周辺の居住環境に十分配慮しながら、流通業務に対応するための土地利用や都市基盤整備を推進します。
- 横町及び寺島集落については、すでに住宅地としての土地利用が進んでおり、既存の工場などの操業環境に配慮しながら、必要に応じて住居系の用途への転換や、地区計画による建築制限などを活用した既存の居住環境の維持・保全について検討します。

第3章 都市整備の方針

（6）農地集落系土地利用〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

- 用途地域※周辺については、引き続き適切なコントロールを図りながら、集落としての形態・コミュニティ※を維持します。
- 姫川、能生川、早川、海川の河川沿いの集落については、住み慣れた土地で快適に暮らせるように、道路、公園、下水道、コミュニティ施設などの生活基盤の適切な維持管理、生活サービス機能を有し安心して暮らせるための生活拠点の形成により、集落としての形態・コミュニティを維持します。
- 一団の優良農地については、引き続き維持・保全を図ります。
- 大和川地区・大野地区については、住宅、業務施設、公共施設、工場などの建物用途の混在が見られるため、居住環境と操業環境の両立が可能となるよう、適切な土地利用を誘導するために必要に応じて都市計画制度等の適用について検討します。

（7）山間集落系土地利用〔P3-5 土地利用の方針 附図〕

- 山間部に点在する集落については、住み慣れた土地で快適に暮らせるように、既存の生活基盤の適切な維持管理を行い、集落としての形態・コミュニティを維持します。
- 森林の持つ水資源のかん養※機能や山地災害の防止機能、市民の安らぎやうるおいをもたらす機能などを踏まえ、緑豊かな森林の保全・維持を図ります。

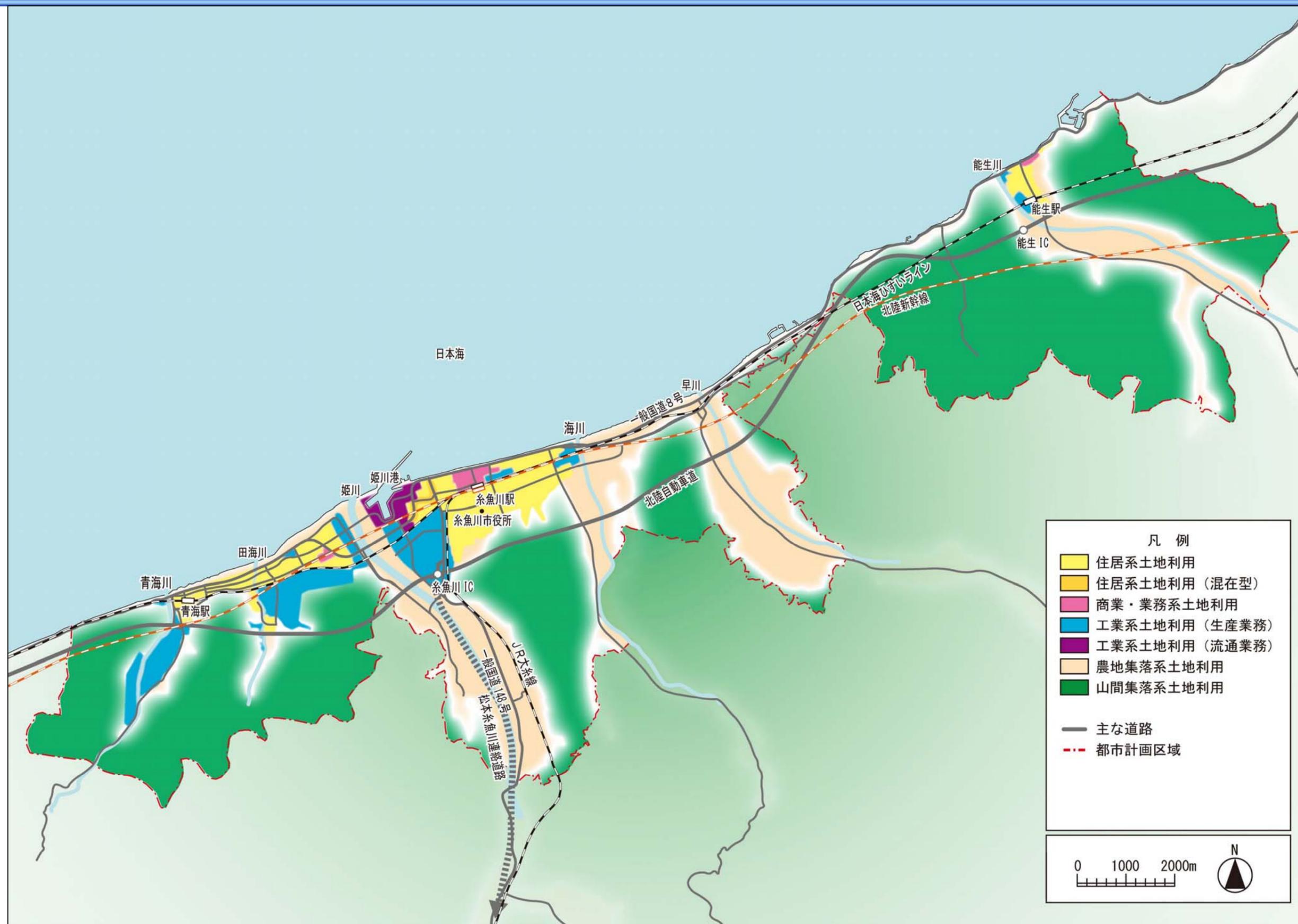


図 土地利用の方針 附図

2 市街地の整備方針

2-1 基本的な考え方

市街地とは、将来都市構造における「既成市街地※ゾーン」として位置付けた用途地域※が指定されている範囲を基本とします。

市街地整備については、土地利用の方針等を踏まえながら、“暮らしやすい市街地の形成”、“にぎわい・交流が盛んな市街地の形成”、“安全に安心して暮らせる市街地の形成”を目指し、それらを実現するために必要な措置を講じていきます。

2-2 整備方針

(1) 暮らしやすい市街地の形成〔P3-8 市街地整備の方針 附図〕

- 民間事業者による宅地開発について、糸魚川市立地適正化計画に基づく適切な誘導を図るとともに、適正な技術指導などを行い、市民誰もが快適に暮らせる良好な宅地形成を促進します。
- 都市機能※が集積した市街地においては、危険を伴う空き家の除却により市街地に空間的なゆとりを確保し、密集市街地を解消します。
- 移住定住と既存ストック※としての有効活用を促進するため、移住者に分かりやすい空き家情報の提供、空き家の改修補助など、空き家の活用を図ります。
- 駅周辺においては、公共交通の利便性を活かしながら、快適性と利便性の高い居住環境の向上を図ります。
- 糸魚川駅北エリアにおいては、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に基づき、多様な住宅の供給や公園等の居住環境の整備を進めるとともに、子育てや高齢者サービスの充実等により、災害に強く市民誰もが安心して住み続けられる市街地づくりを推進します。
- 北陸新幹線糸魚川駅南側の都市計画道路中央大通り線、（都）糸魚川駅南線の沿道においては、適正な土地利用により、既存住宅地の居住環境の保全を図ります。

(2) にぎわい・交流が盛んな市街地の形成〔P3-8 市街地整備の方針 附図〕

- 都市機能の集積・魅力を高め、多くの人々が交流できるにぎわい空間を創出するとともに、市民や来訪者等が安全に歩いて楽しめる市街地の形成を図ります。
- 空き地・空き家等（低未利用土地）に対して、地権者や周辺住民等による有効な活用及び適正な管理を促す施策等について、国の制度も含め検討を進めます。
- 魅力的な市街地のまちなみを形成するため、景観に配慮したまちづくりを検討します。
- 日本海ひすいラインの新駅設置を推進していくとともに、新駅設置を契機とした駅周辺でのまちづくりを推進します。
- 須沢集落については、北陸新幹線の高架下施設を拠点とする商業系土地利用の拡大を図ります。

第3章 都市整備の方針

- 糸魚川駅北エリアにおいては、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に基づき、防災やにぎわい拠点施設の整備、にぎわい創出広場の整備、海望施設や駐車場の検討、雁木の再生などによる糸魚川らしいまちなみ景観の形成のほか、まちなかのにぎわい創出を支える事業再建や起業・創業などを支援します。

(3) 安全に安心して暮らせる市街地の形成〔P3-8 市街地整備の方針 附図〕

- 市街地における安全性を高めるため、建築物の耐火性・耐震性、老朽化が進む空き家の適切な管理を促すとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針を踏まえ、公共施設の耐震化・長寿命化などの必要な施策を推進します。
- 十分な幅員を有する道路や緑道、公園・緑地やポケットパーク等の整備を推進し、延焼防止機能の強化や避難路・避難場所の確保を図ります。
- 特に、糸魚川駅北エリアにおいては、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に基づき、道路の拡幅や防災広場の整備、建築物の不燃化などを推進するとともに、消防基盤の拡充・整備、消防体制の強化を図り、災害に強い市街地づくりを推進します。
- 市内に点在する木造住宅密集地域においては、地域住民の意向を踏まえ、地域の実情に応じた防火・防災対策を推進します。

第3章 都市整備の方針

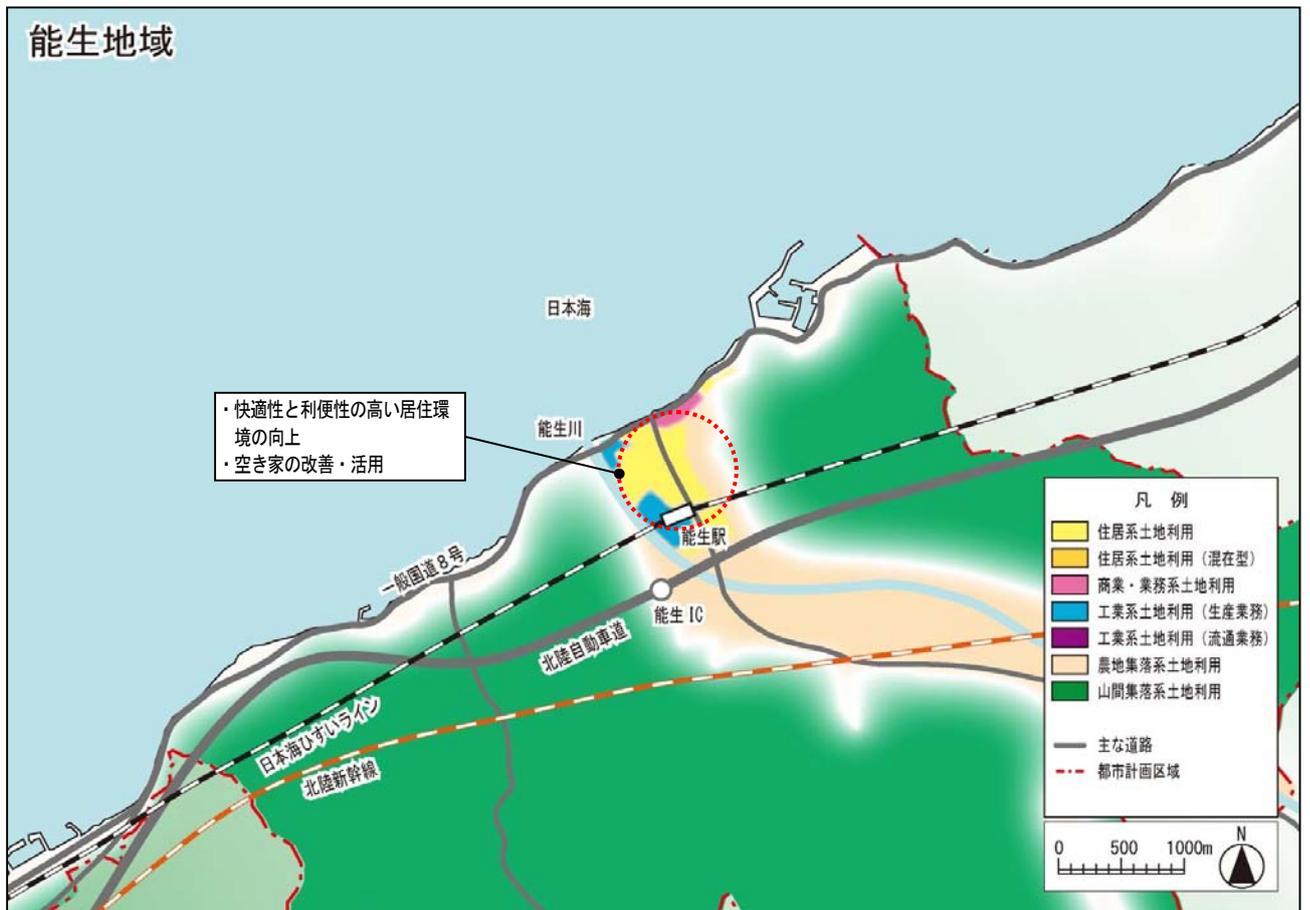
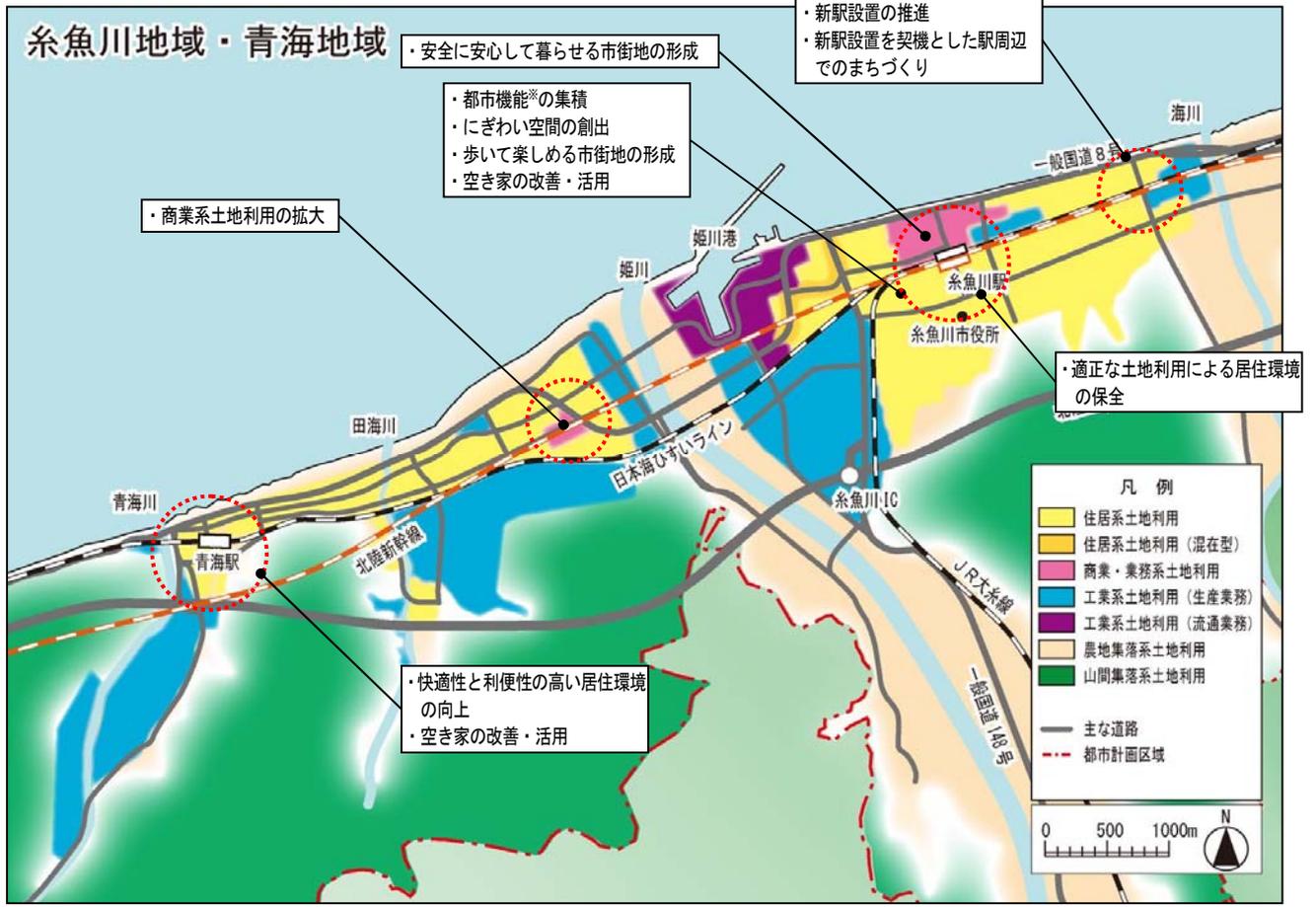


図 市街地整備の方針 附図

第3章 都市整備の方針

3 都市施設の整備方針

3-1 道路・交通体系^{*}の整備方針

(1) 基本的な考え方

本市の幹線道路については、他都市との広域的な連携を担う「都市間十字型連携軸^{*}」に位置付けられた北陸自動車道、国道8号、国道148号、松本糸魚川連絡道路、また、本市内の地域連携を担う「都市内連携軸^{*}」に位置付けられた4流域2ルート、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）を基幹としながら、既成市街地^{*}内にはこれらと都市計画道路網が幹線道路ネットワークを構築することを目指し、当該道路における未整備区間の整備を促進します。また、道路整備にあたっては、交流の促進、既成市街地と各集落及び集落間の連携強化、防災性や安全性等の向上等を支えることを目指します。

一方、公共交通については、北陸新幹線糸魚川駅を中心として、糸魚川市地域公共交通網形成計画に基づき、本市の持続可能な地域公共交通の実現に向け、鉄道及びバスなどの二次交通^{*}の適切な役割分担及び連携強化、公共交通空白地の解消、待合環境の改善等による利便性の向上を図り、市民及び来訪者の利用を促進するなど、各種取り組みを実施していきます。

このほか、糸魚川市公共施設等総合管理指針を踏まえるとともに、国・県と連携を図りながら、道路の安全を確保するため、道路の適切な維持管理のもと、改良・修繕等を継続していくとともに、路線としての重要性や健全度による優先順位を考慮しながら計画的に更新を行っていきます。

また、姫川港の整備促進による都市間における交通ネットワークの強化を進めます。

(2) 整備方針

1) 広域主要幹線道路〔P3-13 道路・交通体系の整備方針 附図〕

- 他都市との広域的な連携を担う北陸自動車道は、本市と三大都市圏、環日本海交流圏^{*}との交流を支援するため、連携機能の強化を図ります。また、緊急輸送道路^{*}ネットワークの拡充を図るため、国道8号、国道148号、主要地方道能生インター線などとの連携機能の強化を図ります。
- 市内全域と北陸自動車道能生インターチェンジ、糸魚川インターチェンジ、親不知インターチェンジとのアクセス性の向上を図るとともに、本市への玄関口となる各インターチェンジ周辺の魅力向上に向けた環境整備を図ります。
- 中部縦貫自動車道（整備中）や長野自動車道等を経由し、首都圏、名古屋方面及び北陸方面との広域的な連携や、北アルプスゴールデンルートの一翼を担う松本糸魚川連絡道路は、姫川港の整備促進とあわせた連携強化による広域物流の円滑化とともに、交流の拡大による地域経済の活性化が期待されることから、事業化に向けた取組を促進します。

2) 主要幹線道路〔P3-13 道路・交通体系の整備方針 附図〕

- 富山方面及び上越・新潟方面との広域的な連携を担う国道8号は、東西方向の都市間交通を円滑に処理する機能を有することから、引き続き東バイパス（国道8号糸魚川東バイパス）や西バイパス（国道8号親不知バイパス）等の整備により、交通分散による渋滞の解消、沿線における居住環境の向上、防災性や安全性等の向上を図ります。
- 北バイパス（県道姫川港青海線、姫川橋）については、姫川右岸に展開する港湾機能の強化促進や、安全性を念頭に置いた整備を進めるとともに、産業の活性化を図ります。
- 塩害が著しい国道8号の橋梁については、計画的な架替工事を促進します。
- 国道148号については、南北方向の都市間交通を円滑に処理するため、安全施設などの整備促進を図るとともに、適切な維持管理を進めます。

3) 幹線道路〔P3-13 道路・交通体系*の整備方針 附図〕

【4流域2ルート】

- 姫川、能生川、早川、海川の4流域において、都市内連携軸*の一翼を担う幹線道路となる河川兩岸の各2ルートは、各流域の生活拠点と既成市街地*を結節し、各集落の都市活動を支える道路として必要な整備を進めます。
- 主要幹線道路である国道8号へのアクセス性、自動車交通及び歩行者の安全性、防災性、円滑性、快適性を向上させるために必要な整備を進める他、各河川流域をまたぐ回遊性や代替機能を向上させるため、必要に応じて橋梁の改良等を進めます。
- また、松本系魚川連絡道路に関係するアクセス道路については、円滑な接続に向け必要な整備を進めます。
- 能生地域にあっては、北陸自動車道と国道8号を連絡する主要地方道能生インター線の早期整備を促進します。

【中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）】

- 未供用区間の整備を進め、災害時等における国道8号の代替ルートを確認するとともに、各集落における東西方向の連携、温泉地や観光施設へのアクセスを強化し、産業の活性化と市民生活の支援を図ります。
- 供用区間においては、安全性、防災性、円滑性、快適性をより向上させるために必要な維持管理を行います。

【都市計画道路】

- 都市計画道路については、事業着手した路線の早期完成、未着手路線については早期着手を推進するほか、適宜必要性を検証し、見直しを行います。
- （都）青海大和川線（国道8号）と（都）港南線が交差する箇所など、沿道における住居・商業施設の集積状況等に与える影響や整備の必要性と実現性を勘案し、適宜見直しを行います。
- （都）中央大通り線、北陸新幹線糸魚川駅へのアクセス道路として整備された（都）糸魚川駅南線については、中心市街地内における都市活動の他、観光客のアクセス利便性の向上を図ります。
- 松本系魚川連絡道路のルート決定を念頭に、関連する都市計画道路の見直しを行い、松本系魚川連絡道路と姫川港、国道8号を連絡する道路として流通機能の強化と拡充を図ります。

第3章 都市整備の方針

4) 生活道路

- 市民生活に密着した生活道路については、自動車、歩行者等の便利で安全な交通を確保するため、交通安全施設の整備や道路の防災対策を考慮しながら計画的な道路整備を推進します。
- 市街地においては、通行しやすく、安全で便利で快適な生活道路網を形成するとともに、緊急車両の通行にも配慮した道路整備を推進します。
- 新たな宅地造成による生活道路については、周辺道路との整合を図るとともに、民間開発による宅地造成においては適切な指導・助言を行い、良好な道路網整備を進めます。
- 既存の生活道路については、今後も適切な維持管理を行っていくとともに、限られた財源の中で老朽化が進む生活道路に対応するため、“選択と集中”の考え方に基づき道路改良などを進めます。

5) 鉄道

- 首都圏はもとより金沢・関西方面からのアクセス利便性の向上を活かし、交流人口の拡大を図るとともに、本市及び北アルプスや日本海への玄関口として、北陸新幹線系魚川駅周辺の魅力向上や交通結節点^{*}としての利便性向上を図ります。
- 日本海ひすいライン、大系線については、観光的活用に向けたPRや一層の利用促進に向けた啓発などの取り組みや、利用しやすいダイヤ編成などにより、利便性の向上を図ります。
- 国・県、関係機関との協議・調整のもと、日本海ひすいラインの系魚川駅～梶屋敷駅間（押上集落）における新駅の設置を推進します。

6) バス

【都市間バスネットワーク】

- 系魚川市地域公共交通網形成計画を踏まえ、鉄道との適切な役割分担を行い、公共交通全体の視点で効率的な運行を目指します。
- 高速バスについては、「パーク・アンド・バスライド^{*}駐車場」の整備検討など、アクセスの強化を図るとともに、路線存続のため、更なる利用促進に向けたPRや利便性の向上を図ります。

【市内バスネットワーク】

- 路線バスについては、都市機能^{*}が集約された市街地と各集落における居住地を連絡する交通ネットワークの効率化と機能強化を図ります。
- 路線バスについては、都市内の重要な交通手段として公共交通空白地の解消を目指し、利用者のニーズに応じたバス運行体系の見直しを行う他、鉄道駅との接続を強化し、利便性の向上を図ります。
- 乗り換え拠点をはじめとするバス停周辺の施設整備や、バリアフリー化等の検討を進めます。
- 路線バス、コミュニティバス^{*}及び乗合タクシー^{*}等の運行形態については検証、見直しを行い、効率性と利便性の向上を図ります。

7) その他

- 歩行者や自転車利用者が安全に安心して交通できるように、歩行空間のバリアフリー化や自転車交通空間の確保などを図ります。
- 冬期の積雪などによる交通障害に対応するため、迅速かつ適確な道路除雪などを実施することにより、円滑な道路交通の確保を図ります。
- 多言語観光案内サインの充実などにより、本市を訪れる観光客などの利便性の向上を図ります。

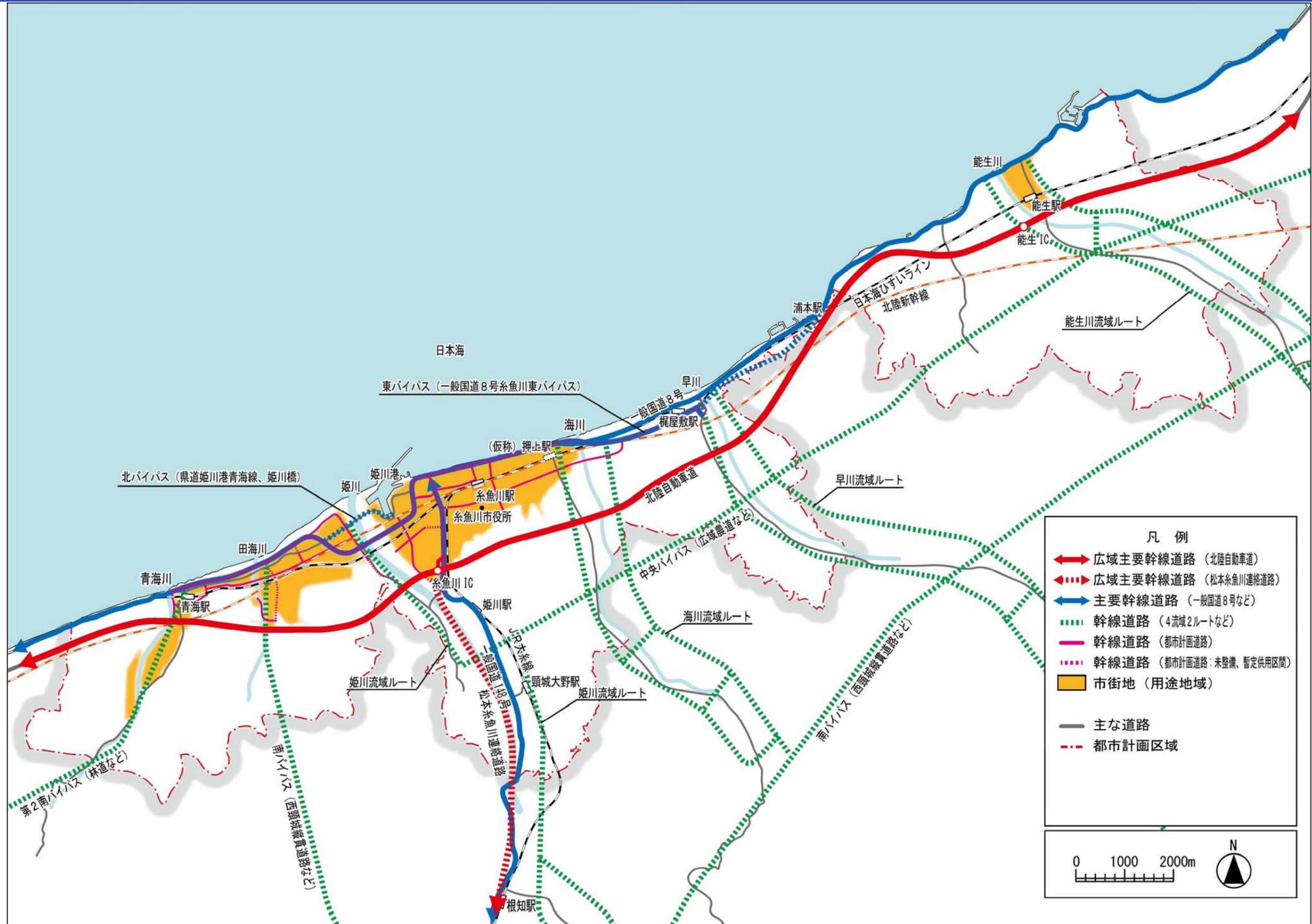


図 道路・交通体系*の整備方針 附図

3-2 公園緑地の整備方針

(1) 基本的な考え方

本市は、都市計画区域内外にわたり指定されている中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園から連なる緑豊かな森林を有しているとともに、市街地及び市街地周辺には、市民等の憩いの場となる公園・緑地が整備され、都市にうるおいを与えています。

これら国立公園、県立自然公園に指定された緑豊かな森林は、都市を取り巻く緑として保全する他、市街地等に整備された公園・緑地については、引き続き適切な維持管理・更新、災害の発生に備えた防災機能の充実等を図るとともに、少子高齢化の進行に対応した公園の整備を推進します。

また、本市には、能生海洋公園や姫川公園など、日本海や姫川などの河川と調和した公園があることから、今後も、緑と水に恵まれた環境を保全する公園の維持管理・更新を行います。

(2) 整備方針

1) 公園・緑地等〔P3-16 公園緑地の整備方針 附図〕

- 総合公園である能生海洋公園、美山公園、名引山公園については、市民の憩いやレクリエーションの拠点として、今後も適切な維持管理を図ります。
- 姫川公園については、姫川の良好な水辺環境のもとで、教育やスポーツにおける利用がさらに図られるよう市街地に近接した都市緑地としての利便性を高めます。
- 既設の公園・緑地については、必要に応じてトイレ・遊具などの施設の更新を図り、利便性の向上や安全性の確保に努める他、地域住民の理解と協力のもと、維持管理を行います。また、高齢者、障害者等に配慮したバリアフリー化等を図ります。
- 空き地、空き施設の利活用も検討しながら、市民誰もが利用できる身近な公園の整備を進めます。
- 市街地の公園・緑地については、災害時の避難場所として、防災機能の充実を図るとともに、公園までの避難路となる道路の緑化や延焼防止に向けた植栽、空地の確保を推進します。
- 公園施設の老朽化に対応するため、糸魚川市公園施設長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と計画的な施設更新を進めます。
- 市街地や集落内に分布する社寺林や屋敷林等、既存の緑地空間については、居住環境にうるおいを与える身近な緑として地域住民とともに、維持管理及び保全に取り組んでいきます。
- 能生海洋公園については、「道の駅能生」と隣接していることに留意し、必要に応じてエリアの見直しを検討します。
- 長期未着手、未完成の公園については計画のあり方を検討します。

第3章 都市整備の方針

2) 海辺・川辺の軸〔P3-16 公園緑地の整備方針 附図〕

【海辺の軸】

- 日本海に面する駅前海望公園、中宿シーサイドパーク、能生海洋公園、ラベンダービーチ等、海辺を活用した公園は、市民のレクリエーション活動の基盤ともなることから、「海辺の軸」における拠点として位置づけ、引き続き公園の適切な維持管理や必要に応じた整備を図ります。
- 「糸魚川市海の魅力アップ推進計画」に基づき、海の多様な魅力を活かすため、観光振興、交流人口の拡大のために必要な施設整備を進めます。
- 国道8号については、都市間十字型連携軸*における東西方向の連携に対応する道路にふさわしい空間を形成するため、「海辺の軸」として位置づけ、道の駅やラベンダービーチ、海水浴場などの観光施設と連携しながら、道路空間の緑化など、海岸及び沿道市街地との一体的な空間の整備を図ります。

【川辺の軸】

- 姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川については、「川辺の軸」として位置づけ、河川沿いの緑の保全のほか、関係機関との調整のもとで、河川施設の適切な維持管理や整備を促進し、広大な河川空間の保全及び利活用を図ります。

3) 森林〔P3-16 公園緑地の整備方針 附図〕

- 都市計画区域内外にわたり指定されている中部山岳国立公園、妙高戸隠連山国立公園、親不知・子不知県立自然公園、久比岐県立自然公園、白馬山麓県立自然公園から連なる緑豊かな森林を保全します。

3-3 下水道・河川の整備方針

(1) 基本的な考え方

下水道は、市民の衛生的な居住環境を確保するため、重要な役割を果たす施設です。

また、河川については、都市や市民生活にうるおいや安らぎを与えるとともに、河川を流れる豊かな水資源は産業の発展を支えています。

本市においては、このような下水道・河川の役割を踏まえ、計画的かつ効率的な下水道事業の推進や施設の適正な管理・更新により、河川や海の水質などの保全、市民の快適な居住環境の確保を図ります。

(2) 整備方針

1) 下水道〔P3-18 下水道・河川の整備方針 附図〕

- 公共下水道処理区域に指定されているエリアについては、未整備地区の污水管整備等を図る他、市街化動向や人口減少等を注視しながら、計画的かつ効率的な下水道事業を進め、公共用水域の水質を保全します。
- 公共下水道処理区域に指定されていないエリアについては、その他の事業手法（集落排水事業や合併処理浄化槽の設置等）によって、市域全体における下水道事業として計画的かつ効率的な整備を進めます。
- 下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針を踏まえ、老朽化が進む施設の長寿命化、地震などの災害に対応した施設の耐震化を図ります。
- 市街地の雨水排水対策を進めます。

2) 河川〔P3-18 下水道・河川の整備方針 附図〕

- 姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川の各水系については、引き続き関係機関と調整を図りながら、防災的な側面から改修による安全性の向上を図るとともに、環境的な側面から、水質などの河川環境の保全を進めます。
- 河川については、都市や市民生活にうるおいとやすらぎの空気を創出するため、都市河川の水辺空間の整備を促進し、地域住民に親しまれる川づくりを進めます。
- 山林等の開発にあたっては、土地利用計画との整合を図ることを前提に、適正な規制・指導を行うことで、流域の森林が本来的に持っている「保水・遊水機能」の維持を図ります。

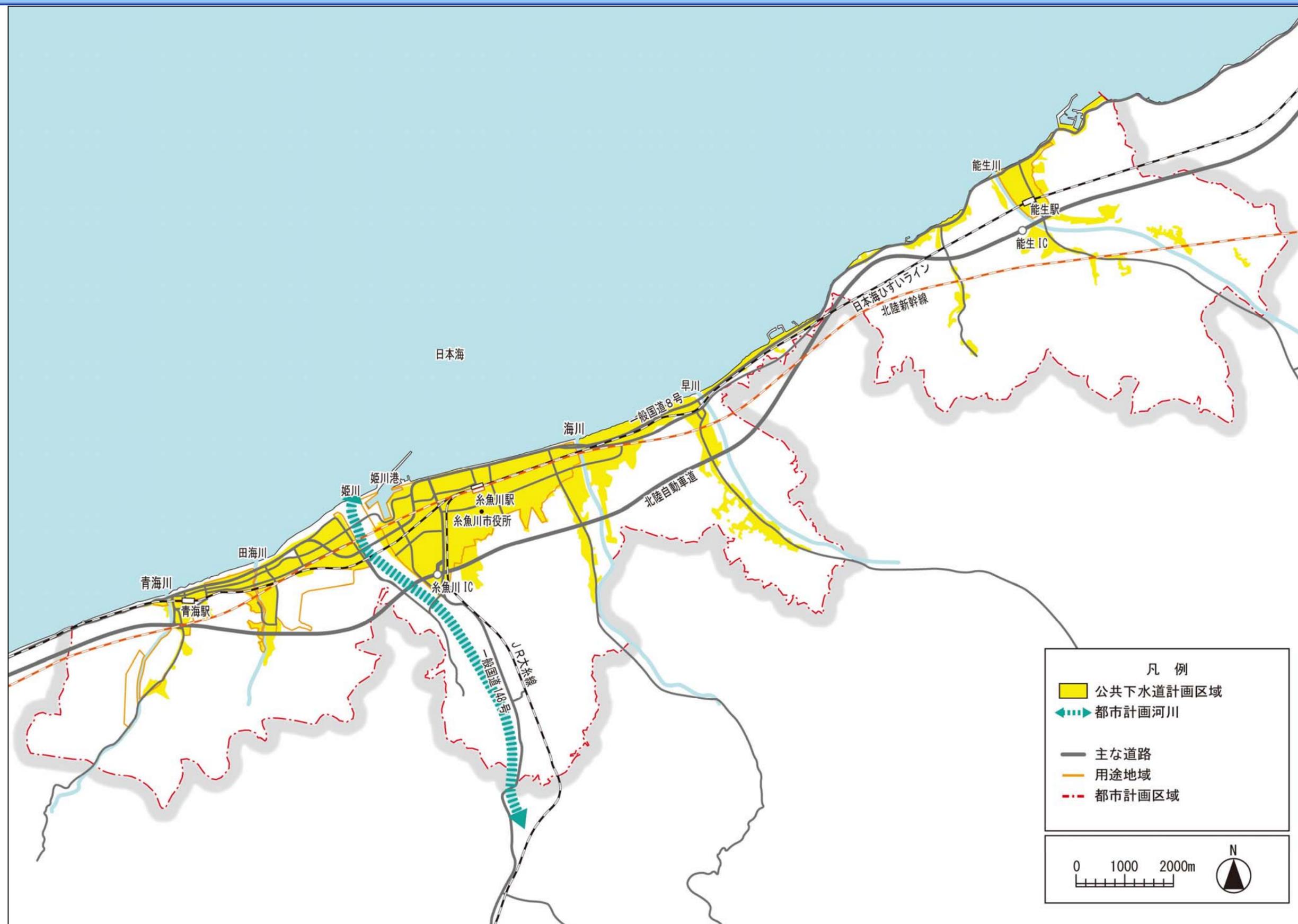


図 下水道・河川の整備方針 附図

4 自然環境保全・都市環境形成の方針

4-1 基本的な考え方

本市では、豊かな自然環境を背景とし、地域固有の歴史・文化、多様な産業基盤が築かれてきました。

また、平成21年8月には本市の貴重な地質資源である「糸魚川ジオパーク」が世界ジオパークに認定されています。

このような本市の貴重な資源を保全しながら、地域固有の歴史・文化資産を次世代に継承するとともに、地球温暖化などの環境問題に対応した持続可能な循環型社会^{*}を構築するため、総合的かつ計画的な施策を講じていきます。

4-2 整備方針

(1) 自然環境の保全及び利活用〔P3-21 自然環境保全・都市環境形成の方針 附図〕

- 国立公園、県立自然公園から連なる緑豊かな森林、雄大な日本海、清らかな水をたたえる姫川等の河川は、本市を特徴づける貴重な自然資源であり、都市と調和した森林、海辺の軸となる海岸沿いや川辺の軸となる緑豊かな山々と一体となった主要な河川沿いの自然環境はもとより、それらに育まれた生態系、景観等を含め一体的な保全を図ります。
- 本市の豊かな自然環境と調和した農地集落、中山間集落は、本市固有の自然環境を構成する要素の1つとして捉え、それらの保全を図ります。
- ユネスコ世界ジオパーク^{*}に認定されている「糸魚川ジオパーク」の貴重な地質資源、交流資源を次世代に継承するため、これからもジオサイト^{*}の清掃活動や自然環境の再生・維持活動などによる保護・保全を図るとともに、これらの貴重な資源を活用し、市民等の自然環境保全に対する意識の高揚を図ります。

(2) 都市環境の形成〔P3-21 自然環境保全・都市環境形成の方針 附図〕

- 3R推進に対する市民意識の高揚を図り、生ごみの減量化、不燃ごみのリサイクル化等を進め、循環型社会の構築を図ります。
- 温室効果ガス排出抑制のため、計画的削減を行うとともに、低公害車や省エネルギー対策の普及啓発を行います。
- 小水力発電や木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー^{*}の導入など、地球温暖化防止対策につながる資源循環を推進します。
- 大気汚染などの環境問題、危険を伴う空き家の解消などに対応し、市民の安全な生活を確保します。
- ごみ処理施設の安定稼働及び施設の老朽化に対応するため、次期ごみ処理施設の整備を行い、平成32年からの稼働を目指します。
- 一般廃棄物最終処分場については、施設の適正管理を行うとともに、新たな一般廃棄物最終処分場の整備を行い、平成33年からの稼働を目指します。

第3章 都市整備の方針

- し尿処理施設については、施設の老朽化、公共下水道等の普及によるし尿収集量の減少に対応した改修により、下水道施設に接続して処理を行います。
- 側溝清掃等の市民による環境美化活動を支援するとともに、市民との連携・協働による環境パトロールなどを実施し、快適な都市環境の形成を推進します。

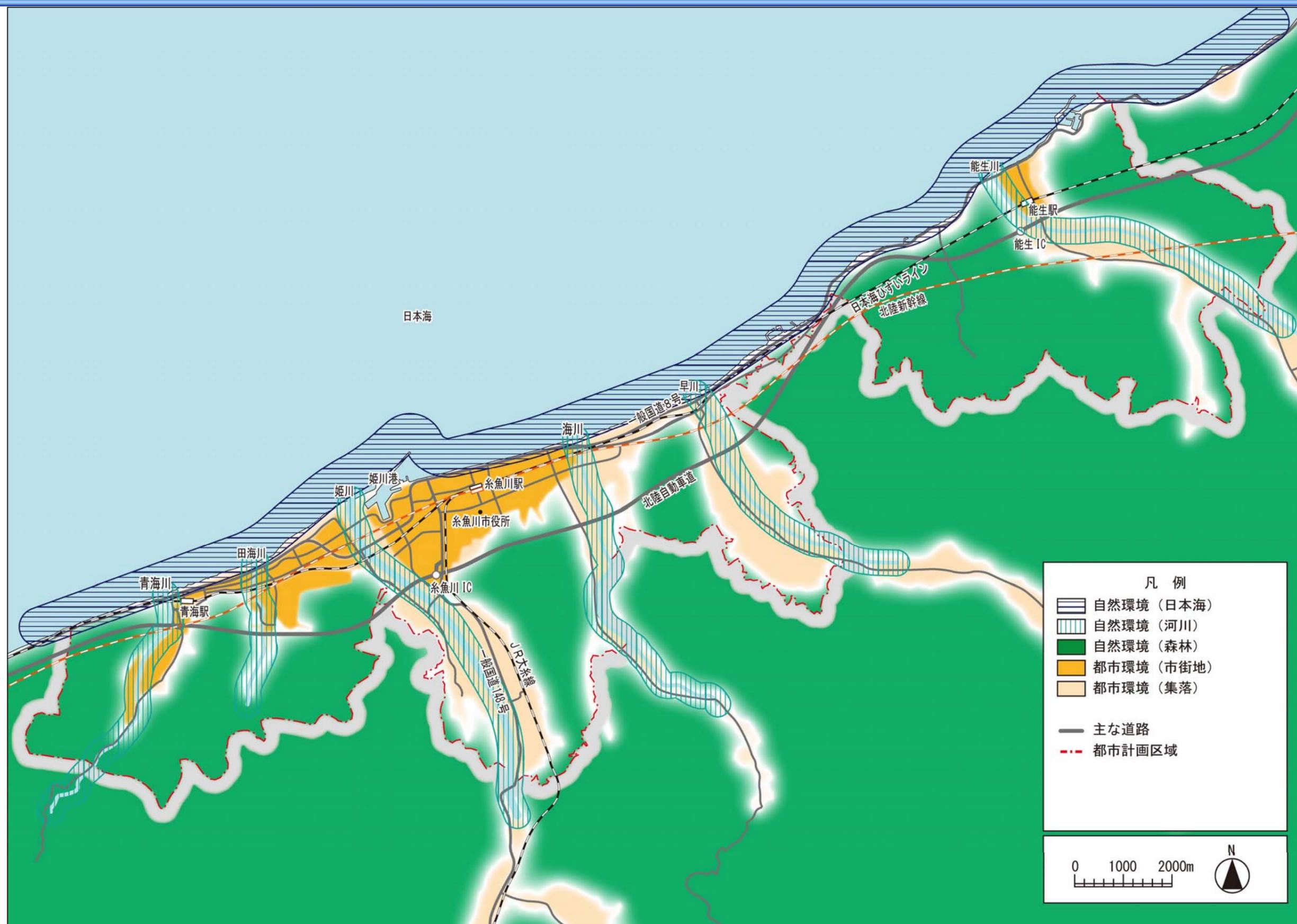


図 自然環境保全・都市環境形成の方針 附図

5 都市景観形成の方針

5-1 基本的な考え方

本市には、市域の大半を占める緑豊かな森林、雄大な日本海、都市にうるおいを与える河川等の自然景観が見られるとともに、歴史的な面影を残す松本街道（塩の道）や北国街道などの歴史・文化景観を有しています。

また、海岸線まで迫る山地の谷間を流れる河川によって楕形に形成された平地や谷間には、周辺の自然環境と調和した市街地及び集落景観が見られます。

このような本市特有の自然景観、歴史・文化景観、市街地景観、人と自然との関わりの中で育まれた集落景観を、かけがえのない地域資源として次世代に継承するため、必要な施策を講じて保全するとともに、交流促進に向けた活用を図ります。

5-2 整備方針

（1）歴史・文化景観〔P3-24 都市景観形成の方針 附図〕

- 歴史的な面影を残す北国街道については、街道沿いの歴史的な建築物などの保存・活用を検討します。
- 松本街道（塩の道）については、街道沿いの歴史・文化的遺構の保全を図るとともに、塩の道起点まつり等の各種ソフト事業と連携した活用を展開していきます。
- 北国街道と松本街道（塩の道）が交差する糸魚川駅北側のエリアは、江戸時代には宿場町として栄え、参勤交代の本陣が置かれるなど、歴史性があるほか、水を活かした醸造業などの伝統産業が受け継がれてきたことから、かつての風情ある面影を活かした景観づくりを推進します。
- 国指定文化財である白山神社本殿、山口家住宅等をはじめ、本市の歴史・文化的な景観資源を保全・活用するとともに、点在する景観資源のネットワーク化を検討します。
- 国の天然記念物に指定されている「小滝川硬玉産地」（小滝川ヒスイ峡）や「青海川の硬玉産地及び硬玉岩塊」（青海川ヒスイ峡）、名勝に指定されている「おくのほそ道の風景地 親しらす」については、歴史的景観として残すために、保存と整備を推進します。
- 新潟県の史跡に指定されている相馬御風宅については、相馬御風の功績を広く周知し、交流人口の拡大に向けた保存と活用を推進します。

第3章 都市整備の方針

(2) 市街地景観〔P3-24 都市景観形成の方針 附図〕

- 能生地域、糸魚川地域、青海地域に形成された市街地については、魅力的な市街地景観を形成するため、にぎわいのある商業空間の形成、公園や道路の緑化などを推進するとともに、建築物等の景観的な配慮を促していきます。
- 駅北大火が発生した大町周辺については、糸魚川市駅北復興まちづくり計画に基づき、既存の地域資源を活かしながら、無電柱化^{*}などとあわせ、糸魚川らしい景観づくりを推進します。
- 「糸魚川市駅北復興まちづくり・糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト 景観・不燃化ガイドライン」に基づき、糸魚川駅北大火の被災地周辺では、防火性能を高めた建築物の整備や建築物の形状・色あい等の調和したまちなみの再生を図ります。
- 本町通り沿線では、雁木の再生、歩行空間の整備により、連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。
- 北陸新幹線糸魚川駅周辺については、本市の玄関口として、多くの人々をもてなす良好な景観形成を推進します。
- 都市間十字型連携軸^{*}に位置づけられる国道8号等の幹線道路については、良好な沿道景観の形成に向けた取り組みを検討します。
- 良好な市街地景観を保全・創出するため、景観形成に向けた取り組みを検討します。

(3) 集落景観〔P3-24 都市景観形成の方針 附図〕

- 農地集落、山間集落については、実り豊かな農地、雄大な日本海、緑豊かな山林、清らかな河川等の自然景観と調和した良好な集落景観を保全します。
- 筒石、小泊などの漁村集落については、海岸沿いの良好な自然景観や漁港などと調和した良好な集落景観を保全します。
- 良好な集落景観を保全するため、市民等の理解を求めながら、関係法令に基づく制度を活用し、無秩序な開発を抑制します。

(4) 自然景観〔P3-24 都市景観形成の方針 附図〕

- 海辺の軸となる雄大な日本海や、川辺の軸となる姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川等の河川は、市民に親しまれてきた自然景観であるとともに、都市にうるおいを与える自然景観として保全します。
- 国立公園、県立自然公園から連なる緑豊かな森林は、市民が自然の豊かさを感じることができ重要な存在であるとともに、本市の骨格を形成する自然景観として保全します。
- 「糸魚川ジオパーク」のジオサイト^{*}については、本市の特徴的な自然景観として保全するとともに、地質資源を学ぶ場や観光の拠点などとしての活用を図ります。



図 都市景観形成の方針 附図

6 都市防災の方針

6-1 基本的な考え方

近年、全国的に地震・津波、豪雨・豪雪などの自然災害が数多く発生しており、本市においても、平成28年12月、本市の市街地において大規模な火災が発生し、甚大な被害をもたらしました。

様々な災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、関係機関、事業者との連携、広域連携など、ハード・ソフトの両面から対策を講じることにより、市民が安全に安心して暮らせる災害に強いまちづくりを推進します。

また、震災時における交通ネットワーク及びライフライン*として重要な道路、橋梁、上下水道等のインフラ*施設については、各種個別計画に基づき耐震化・長寿命化を推進します。

6-2 整備方針

(1) 災害に強い市街地の形成〔P3-27 都市防災の方針 附図〕

- 用途地域*、準防火地域や地区計画*等の指定により、住居、商業、工業等の適正な配置誘導、市街地における建築物の耐震化・不燃化を促し、大規模な地震や津波などの自然災害、火災などの災害に強い市街地の形成を図ります。
- 糸魚川市駅北エリアの迅速かつ着実な復興を推進することはもとより、市内に点在する木造住宅密集地域については、大型防火水槽の設置、河川の水や海水などの自然水利を活用した消防水利の強化、早期発見・初期消火体制の強化及び消防力の向上を図るほか、危険を伴う空き家の管理指導や除却などの対策、防災訓練など、地域住民の意向を踏まえ、地域の実情に応じた防火・防災対策を推進します。
- 災害時における安全性の確保と被害軽減に向けて、関係事業者と協議・調整のもと、電気、電話、ガス、上下水道、情報通信施設等のライフラインの耐震性等の強化を促進します。
- 市街地における電柱倒壊による危険性を未然に防止するため、必要に応じ、無電柱化*を検討します。
- 緊急輸送道路*やライフラインについては、一部の障害により全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークやライフライン施設を多重化し、安全性の向上を図ります。
- 局地的な集中豪雨等による浸水を防止するため、計画的に排水路の改修整備を推進します。
- 公共施設の緑化、公園・緑地やポケットパークなどの整備を推進し、緑地による延焼防止機能を強化します。
- 震災等における安全で円滑な避難経路を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用した避難路ネットワークを形成します。

第3章 都市整備の方針

(2) 地震・津波対策の強化〔P3-27 都市防災の方針 附図〕

- 震災等から一時的に身を守るため、指定緊急避難場所・指定避難所の機能強化に努めるとともに、糸魚川市公共施設等総合管理指針を踏まえ、指定避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保します。
- 県、関連機関等との連携を強化し、食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え、一時避難場所や広域避難場所となる防災公園の整備を図ります。
- 波浪による被害を防止・軽減するため、ハード・ソフト両面での対策を進めていきます。
- 北陸自動車道などの第1次緊急輸送道路や主要地方道能生インター線などの第2次緊急輸送道路について、必要に応じた整備、適切な維持管理を促進するとともに、緊急輸送道路^{*}へのアクセス性の確保を図ります。

(3) 風水害、土砂災害、雪害対策の強化

- 本市の急流河川の氾濫等の防災対策を講じるため、河川施設の整備を促進するとともに、巡視や点検の実施による河川施設の適切な維持管理を図ります。
- 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり等の土砂災害、並びに雪崩災害を未然に防止するため、治山、砂防、地すべり防止対策等の事業を促進するとともに、土砂災害特別警戒区域等への立地を抑制します。
- 火山災害を未然に防止するため、新潟焼山の火山活動を注視するとともに、火山砂防等の事業を促進します。
- 積雪時における適切な除排雪体制、消融雪施設等の整備により、円滑な道路交通の確保を図ります。

(4) 地域防災体制づくりの推進

- 国・県・隣接市町村、関係機関等との連携を強化するとともに、市民や事業者との協力的体制の確立等に重点をおいた実践的な防災訓練等を実施します。
- 地域防災力の向上のため、自主防災組織の設置を促進し、自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援します。
- 迅速な避難を実現するため、防災ガイドブック、ハザードマップ^{**}等を活用しながら市民の防災意識の向上を図ります。

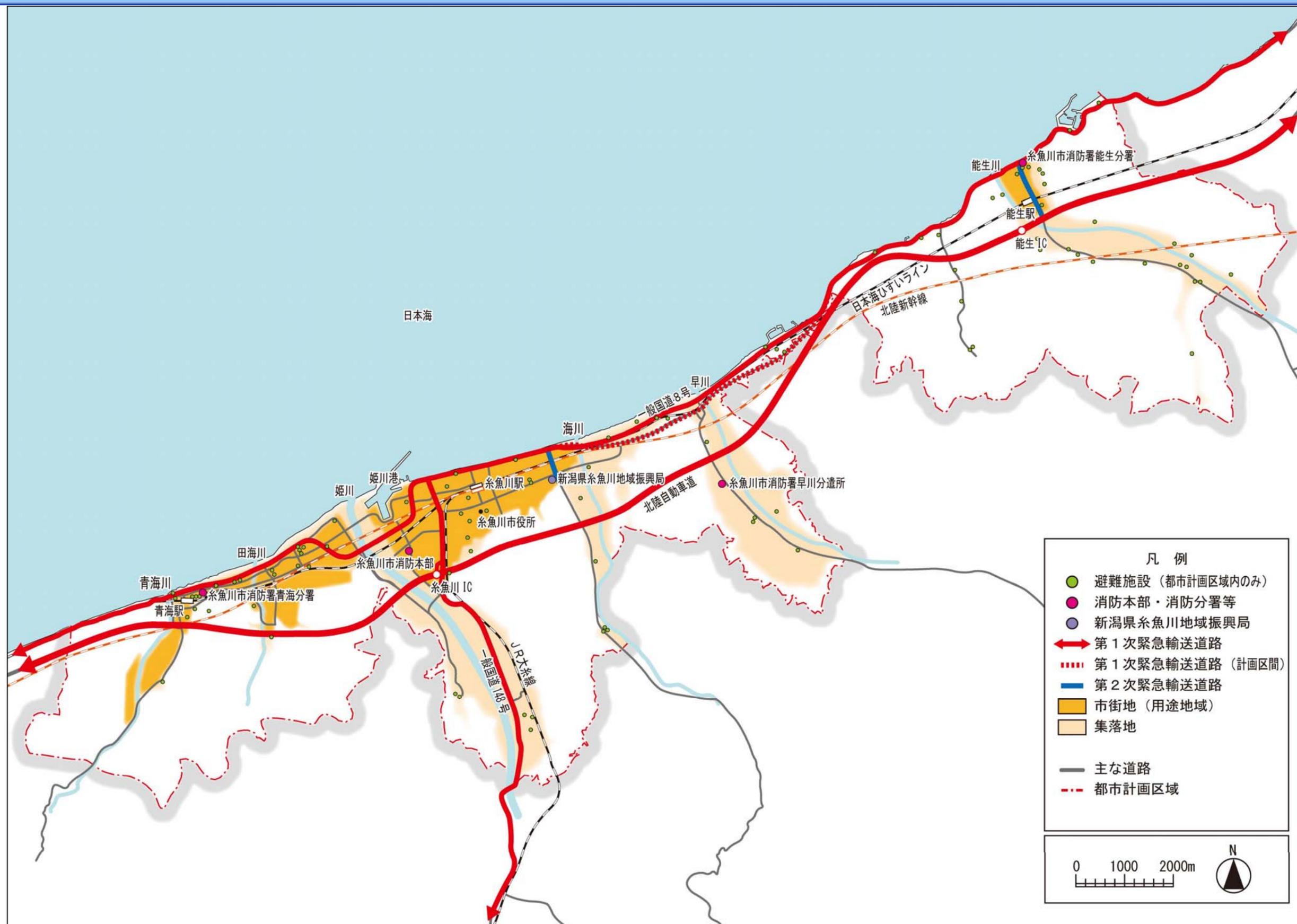


図 都市防災の方針 附図

1 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

都市計画マスタープランの施策・事業を実現するためには、社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応しながら、市民・事業者・行政の協働によってまちづくりを推進することが重要です。

そのため、市民や事業者がまちづくりに参画する機会を拡大していくとともに、自主的なまちづくり活動への支援、本市のまちづくりをけん引していく人材の育成、市民・事業者・行政がまちづくりに関する情報を共有できる環境づくりを推進します。

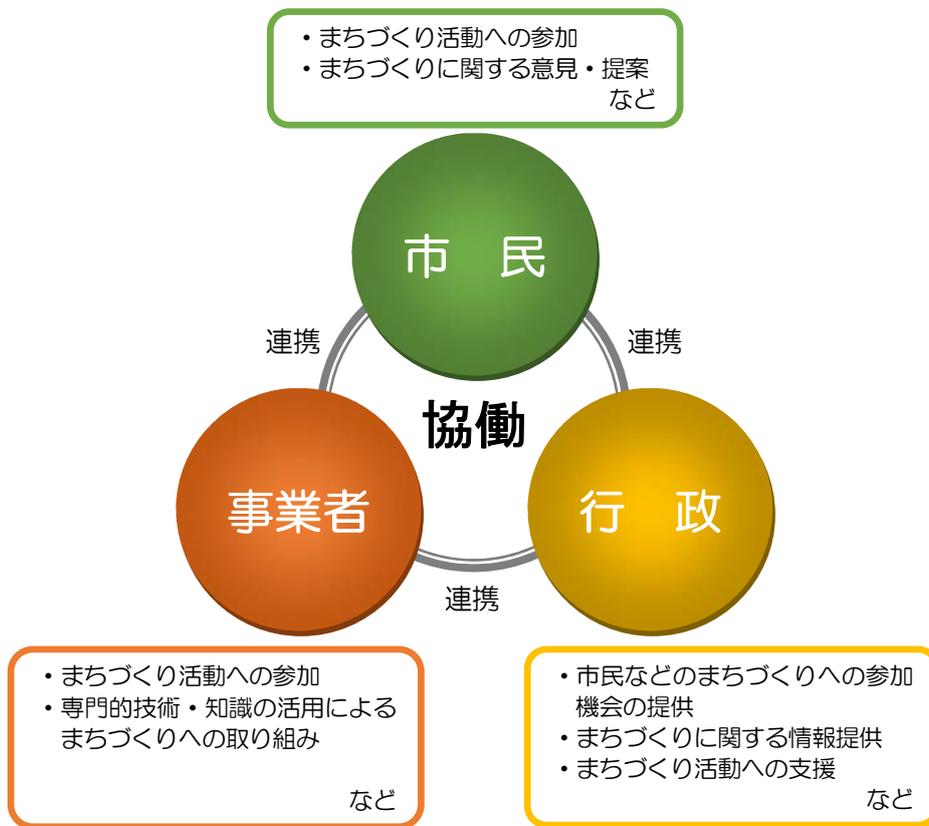


図 市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

2 計画の評価と見直し

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市及び地域の将来像を展望しつつ、今後 10 年間の具体的な都市施設の整備等についての基本的な方向を示すものですが、計画は長期にわたることから、施策・事業の進捗については、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し状況などを踏まえながら、段階的に取り組むことが求められます。

そのため、計画に記載された施策・事業については、同時に策定した「糸魚川市立地適正化計画」と連動しつつ、概ね 5 年毎に調査・分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を検証するものとします。

また、計画の評価と見直しについては、庁内関係各課の連携・調整のもと、PDCA サイクルの考え方にに基づき実施するほか、糸魚川市都市計画審議会にも評価結果を報告し、意見聴取を行い、その結果を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

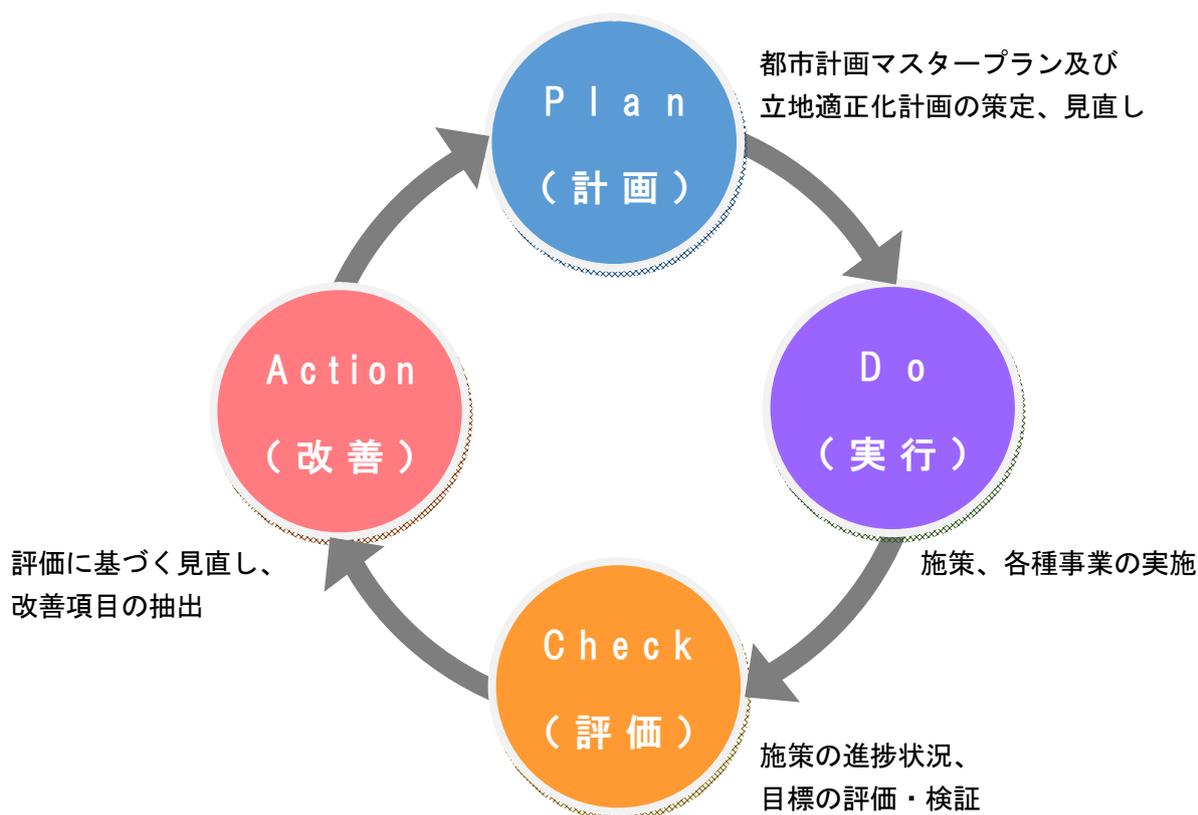


図 PDCA サイクルによる計画の評価と見直し

3 用語の解説

【ア行】

インフラ

インフラストラクチャーの略。電力、水道、道路、通信網などの社会や生活の基盤となる構造物や仕組みのこと。

NPO

NonProfit Organization の略。教育、社会福祉、環境保全、交流など、多様な分野において、利潤を上げることが目的としない活動を行う団体で、特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得した団体のこと。

オゾン層

大気の成層圏の地上から 10～50 kmにあるオゾン濃度の比較的高い層のことで、生物に有害な紫外線を吸収する働きがあります。

【カ行】

街区公園

都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として住区内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離（施設の利用可能距離）250mの範囲で、面積 0.25 ha を標準として配置します。

なお、住区基幹公園とは、主として近隣住区（小学校区を中心とする人口8千人から1万人程度の住区）内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境およびレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的な身近な利用に供するために、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園のこと。

環日本海交流圏

日本海を取り巻く地域（日本、ロシア、中国、韓国、北朝鮮）のこと。

既成市街地

一般的には、都市において建物が面的に連続して一定密度以上の市街地が形成されている地域のこと。

既存ストック

これまでに整備された基盤施設、公共施設や建築物等の都市施設のこと。

用語の解説〔参考〕

狭隘道路

幅員4m未満と道幅が狭い道路のこと。国土交通省の補助事業では、建築基準法第42条第2項、第3項の指定を受けた道路、法上の指定を受けていない通路、法上の種別・位置が明確でない道路を狭隘道路としています。

緊急輸送道路

災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路のこと。県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する「第1次緊急輸送道路」、第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点を連絡する「第2次緊急輸送道路」、その他の「第3次緊急輸送道路」に区分されます。

近隣公園

都市公園のうち住区基幹公園のひとつ。主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。一近隣住区（小学校区を中心とする人口8千人から1万人程度の住区）当たり1ヶ所、誘致距離（施設の利用可能距離）500mの範囲で、面積2haを標準として配置します。

耕作放棄地

農作物が過去1年以上作付けされず、農家がこの数年の間に作付けする考えのない土地のこと。

交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他の交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通動線が集中的に結束する箇所。

交通体系

道路や交通など個別に検討するのではなく、自動車、公共交通など交通手段のバランス、環境負荷の軽減などを含めて総合的に円滑な交通計画を考えること。

コミュニティ

共同体。地域社会。都市計画では、主として住民相互の協力と連携による地域のまちづくりを進める場合などに使われます。

コミュニティバス

地域での必要目的に合わせてルートや運行形態等を工夫し、より生活に密着した移動手段を提供するバスのこと。

【サ行】

再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、自然環境の中で再生され、継続して利用できるエネルギーのこと。

ジオサイト

系魚川ジオパークにおいて、地質や文化・歴史を感じることができる場所のこと。市内には24のジオサイトがあります。

市街地開発事業

一定の区域を対象に、総合的な計画に基づき、公共施設の整備と宅地の開発を一体的に行う事業。都市計画法では、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業の7種類の事業を規定しています。

循環型社会

エネルギーの消費を抑制しながら、ごみ・水・排熱等を資源として地域内で循環して有効利用する、環境にやさしい社会のこと。

水資源のかん養

樹木や植生等により雨等の地下浸透を促し、ため込んだ水を徐々に流出させる森林の機能。洪水や濁水を防ぐ役割を果たします。

【夕行】

地域地区

都市計画区域内の土地を、どのような用途に利用すべきか、どの程度利用すべきかなどを定めた地域や地区のことで、本市では用途地域や準防火地域、特定防災街区整備地区などが定められています。

小さな拠点

小学校区など、複数の集落が散在する地域（集落生活圏）において、商店、診療所などの日常生活に不可欠な施設・機能や地域活動を行う場所を集約・確保し、周辺集落とコミュニティバス等の交通ネットワークで結ぶことにより、人々が集い、交流する機会が広がっていく、集落地域の再生を目指す取組です。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画（土地利用、施設の配置・規模、建築物の用途・形態等）を定める制度。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し、保全するために定められます。

中山間地域

山間地とその周辺の地域を指します。一般に傾斜地が多いなど農業生産条件は不利ですが、国土の保全、水資源のかん養等の多くの機能を有しています。

用語の解説〔参考〕

都市間十字型連携軸

他都市との広域的な連携を担う北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、JR大系線、北陸自動車道、国道8号、国道148号、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、姫川港のこと。

都市機能

行政、医療・福祉、商業、交流などの生活に必要な都市サービス機能のこと。

都市機能誘導区域

都市機能増進施設（商業施設、医療施設、福祉施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの）の立地を誘導すべき区域。

都市内連携軸

本市内の地域連携を担う4流域2ルート（姫川、能生川、早川、海川の各河川両岸の2ルート）、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）のこと。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。

【ナ行】

二次交通

別名、都市内交通とも言い、鉄道駅等の交通拠点と都心部や観光地を結ぶアクセス交通を言います。

乗合タクシー

10人乗り以下のワゴン車や乗用車で、目的地や経路が近い人たちを一緒に送るサービスのこと。

【ハ行】

ハザードマップ

土砂災害や津波などについて、被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図のこと。

パーク・アンド・バスライド

パーク・アンド・ライドの方式のひとつで、自家用車とバスを組み合わせたもの。自家用車で出発し、途中でバスに乗り換えて目的地まで移動すること。

パブリックコメント

計画等の策定及び条例等の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策等の意思決定に反映させることを目的とした制度です。

PM2.5

大気を漂う粒子状の物質で、大きさが2.5マイクロメートル以下のもの。吸い込むと肺の奥まで入りやすく、肺がんやぜんそくを引き起こす危険性があります。自動車の排ガスなどから発生します。

フロンガス

オゾン層の破壊や地球温暖化を引き起こす化学物質の総称。

【マ行】

無電柱化

電柱・電線をなくすことを推進する取り組み。良好な景観を形成すること、歩道の有効幅員を広げることで、通行空間の安全性・快適性を確保すること、大規模災害（地震、竜巻、台風等）が起きた際に、電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止することを目的とします。

【ヤ行】

ユネスコ世界ジオパーク

地層、岩石、地形などの地質学的な遺産を保護し、研究に活用するとともに、自然と人間とのかかわりを理解する場所として整備するほか、新たな観光資源として地域の振興に生かすことを目的とした事業で、ユネスコの国際地質科学ジオパーク計画の一事業として実施されています。

用途地域

都市計画法第8条で定められている地域地区で、都市内の土地の合理的利用を図り、市街地の環境の整備、ひいては都市生活の安定、都市機能の向上を目的として建築物の建築を用途および容積などにより規制する制度。

用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、田園住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域および工業専用地域の13種類があります。

用語の解説〔参考〕

また、非線引き用途地域とは、市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）がされていない都市計画区域における用途地域のこと。非線引き用途白地とは、都市計画区域内において用途地域指定のない土地のこと。

【ラ行】

ライフサイクルコスト

計画、設計から建設、維持・管理、解体撤去、廃棄にいたる費用すべてのこと。

ライフライン

都市生活の維持に必要な電機・ガス・水道・通信・運送等のこと。

リーマン・ショック

平成 20 年に起きた、アメリカ合衆国の大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻が引き金となった世界的な金融危機や世界同時不況のこと。

糸魚川市都市計画マスタープラン 全体構想編

平成31年3月 改定

糸魚川市産業部建設課 編集・発行

所在地／〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮 1-2-5

電話番号／025-552-1511 FAX／025-552-8477

E-mail／kensetsu@city.itoigawa.lg.jp